

# 令和7年第4回与論町議会定例会会議録

## 目 次

会期日程	(3)
<b>第1日(12月8日)</b>	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
遠山勝也議員	6
高田豊繁議員	12
吉田 勉議員	26
林 敏治議員	39
大田英勝議員	50
池田理恵議員	59
議案第80号 与論町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	74
議案第81号 令和7年度与論町一般会計補正予算(第6号)	75
議案第82号 令和7年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	79
議案第83号 令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算(第3号)	80
議案第84号 令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	81
承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与論町一般会計補正予算(第5号))	83
同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(沖健誠)	84
同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(田畑剛俊)	85
同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(林直美)	86
散 会	88
<b>第2日(12月12日)</b>	
議案第80号 与論町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(総務厚生文教常任委員長報告)	93

議案第 85 号	子ども第三の居場所整備事業建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結について	94
議案第 86 号	奄美群島流通効率化事業 与論町冷凍・冷蔵輸送環境整備事業に係る物品売買変更契約の締結について	95
陳情第 2 号	ゴミステーション収集ルール拡充に関する陳情書の取下げの件	96
請願第 1 号	与論町血液供給体制に関する請願（総務厚生文教常任委員長報告）	97
陳情第 7 号	令和 8 年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願（総務厚生文教常任委員長報告）	98
陳情第 8 号	商工会に対する令和 8 年度補助金等に関する要望書（環境経済建設常任委員長報告）	100
陳情第 9 号	学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願（総務厚生文教常任委員長報告）	101
発議第 4 号	与論町血液供給体制に関する意見書（高田豊繁議員ほか 2 人提出）	102
	所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長）	104
	議員派遣の件	106
	閉会中の継続審査・調査について	106
	閉 会	107

令和7年第4回(12月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
12月8日	月	全員協議会 本会議(開会、一般質問、議案審議)
12月9日	火	常任委員会
12月10日	水	
12月11日	木	予備日
12月12日	金	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会、議案審議)

# 令和7年第4回与論町議会定例会

第 1 日

令和7年12月8日

令和7年第4回与論町議会定例会会議録  
令和7年12月8日（月曜日）午前9時20分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 一般質問

第5 議案第80号 与論町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第6 議案第81号 令和7年度与論町一般会計補正予算（第6号）

第7 議案第82号 令和7年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第8 議案第83号 令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）

第9 議案第84号 令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度与論町一般会計補正予算（第5号））

第11 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（沖健誠）

第12 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（田畑剛俊）

第13 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（林直美）

2 出席議員（10人）

1番 池田理恵議員

2番 川内恵司議員

3番 吉田勉議員

4番 吉田剛議員

5番 原栄徳議員

6番 遠山勝也議員

7番 高田豊繁議員

8番 大田英勝議員

9番 林敏治議員

10番 沖野一雄議員

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（20人）

町長 田畑克夫君

副町長 山下哲博君

教育長 中山義和君

総務企画課長 龍野勝志君

会計管理者兼会計課長 柳田庫呂君

税務課長 坂元守君

こども未来課長	光	俊	樹	君	町民生活課長	山	下	高	明	君
健康長寿課長	山	下	真	紀	君	産 業 課 長	堀	田	哲	也
耕 地 課 長	喜	村	一	隆	君	商工観光課長	麓		誘	市
建 設 課 長	裾	分	望	嗣	君	水 道 課 長	富	永		淳
環 境 課 長	大	馬	福	徳	君	教育委員会事務局長兼学務課長	竹	村	栄	作
生涯学習課長	松	村	誠	司	君	与論こども園主任保育士	金	井		瞳
茶花こども園長	川	北	英	代	君	児童発達支援センター所長	池	田	い	つ
										み
										君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長	林	健	太	郎	君	書	記	谷	山	智	美	君
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

開会 午前9時20分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） ただいまから令和7年第4回与論町議会定例会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、4番吉田剛議員、7番高田豊繁議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（沖野一雄議員） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの5日間にしたい  
と思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月12日までの5日間に決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（沖野一雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局  
長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表の  
とおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（林 健太郎君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

監査委員から令和7年10月分の例月現金出納検査結果報告書、令和7年度定期  
監査の結果報告及び令和7年度財政援助団体等に対する監査の結果報告が提出され  
ていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してあ  
りますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、9月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議  
会だより第157号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に  
当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げま

す。

以上で報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 一般質問

○議長（沖野一雄議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） 皆さんおはようございます。令和7年度、今年度最後の議会の中で一番最初に一般質問をさせていただきますが、その前に、まずはこの1年間、町のために一生懸命働いた執行部の皆さん、それから現場職員の皆さんにはお疲れ様でしたと申し上げたいと思います。また、町長におかれましては、直近では国への奄振予算確保の要望活動や戦没者追悼式典、それから豊年祭、サッカーの50周年記念、また年明けに向けて年始の挨拶と、行事が目白押しで心と体が休まる日もないと思いますが、御自愛いただきたくお願いしたいと思います。また教育長にありましては、豊年祭、奉納相撲での総括、児童を前にわかりやすい言葉で勝ち負け以上に参加することへの意義と勇気と述べられて、私自身、感動を覚えたところでした。町長同様、年末から年始にかけてお忙しいと思いますが、体に気をつけてよろしく願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。先の9月議会で水道インフラの課題と浄水場の更新計画について質問をさせていただいたところですが、水道事業というのは、私にとってはそんな簡単なものではなくて奥が深いものですから、再チェックさせていただいた上で、今回もう少し具体的な質問にさせていただいたつもりですが、9月答弁の繰り返しになるところは御容赦いただきたいと思います。

##### 1 硬度低減化施設建設計画について

(1) 本町はその水道事情により、水道料金とは別に飲み水の購入や軟水器の設置等、経済的負担を当たり前のように入ってきた町民にとって、飲み水の確保が出来る硬度低減化施設建設は大きな希望です。一方、建設のために水道料金が値上げされるかもしれないという大きな懸念もあります。そこで硬度低減化施設建設検討委員会を立上げ、水道事業への要望、硬度低減化の程度、水道料金値上げの許容範囲、災害時の供給対策要望等、町民からの意見や要望をアンケート等の実施により把握する体制が必要だと思っておりますが、見解を伺います。

(2) 硬度低減化施設建設については、奄美群島振興開発特別措置法第1条の

規定により2分の1の国庫補助があるとのことで、その確保に向けて本町の硬度低減化施設用地確保の現状や施設規模の計画、また国庫補助交付申請に向けての準備はどの程度か伺います。

- (3) ここ数年無効水量（漏水）が10万立法メートルを越えており、水道料金に換算すると毎年大きな額を浪費していることとなります。その原因となっている老朽化した配水管路の更新にも2分の1の国庫補助が適用されるとのことで、その補助を活用しスタッフを増やしてでも管路の更新を急ぐべきだと思いますが、見解を伺います。

以上、お願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 改めましておはようございます。遠山勝也議員の質問事項の要旨3項目に答える前に、先ほど遠山勝也議員からうちの役場職員に対する慰労のお言葉、そしてまた私と中山教育長に対する御心配というか、いろいろな言葉に対し、この場をお借りいたしまして本当に感謝申し上げます。本当にありがとうございます。これからもまた御指導のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、質問事項1、要旨1についてお答えいたします。

まず、御質問中にあります硬度低減化施設につきまして、本町の古里浄水場のように電気透析装置等の硬度を下げる設備を備えた浄水施設を指すものと定義させていただきます。

その上で、浄水場の更新に際しての町民からの意見、要望の把握につきましては、硬度低減化の程度によって費用が変動し、水道料金に影響するため把握する必要があるという御趣旨と認識していますが、現在、新浄水場の建設も含めた水道施設の年次更新計画策定業務を委託しており、更新計画の中で更新に係る概算費用を算出する予定です。

更新計画で算出された概算費用を踏まえた上で、水道料金にどの程度影響があるかなどの検討を行う予定ですので、更新計画の策定を進めつつ、検討委員会の設置やアンケートの実施について検討してまいります。

要旨2についてお答えをいたします。

浄水場の更新に係る国庫補助につきましては、国土交通省の管轄である社会資本整備総合交付金の利用を検討しており、現在、鹿児島県の担当者を通じ同交付金の採択基準や補助対象事業費の詳細について確認を進め、申請の準備を行っている段階です。

新浄水場の用地確保については、用地は3,000平方メートル程度必要と考えており、用地交渉を進めていますが、現時点で用地の確保はできておりません。

また、施設規模については、現在と同じ規模の計画1日最大給水量3,600立方メートルを予定しています。

浄水場の更新においては多額の事業費を要するため、本町の財政状況に鑑み、財政負担軽減に資する有利な財源を最大限利用できるよう、事業計画を進めてまいります。

要旨3についてお答えをいたします。

御質問いただきました漏水につきまして、漏水量の大小を判断する指標に有収率というものがあります。水道事業が配水池等から配水した水量に対し、各家庭等で使用された水量が占める割合を示す指標であり、有収率が高ければ高いほど、漏水が少ないことを表すものとなっています。

本町の有収率は、令和6年度末で81.9%であり、令和5年度末の全国平均は89.4%、本町と同規模の自治体の平均は76.6%であり、全国平均からは7.5ポイント低く、同規模の自治体の平均から5.3ポイント高い結果となっています。

漏水量の低減には、御指摘のとおり老朽管の更新が最も効果があるため、国庫補助を利用した布設替事業を現在策定中の年次更新計画の中に盛り込む予定です。

ただし、全ての配水管が国庫補助の対象とはならないため、費用対効果を見極めつつ、更新を急ぎたいと考えています。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） まず、要旨1のところ、答弁の方に電気透析装置等の硬度を下げる設備を備えた浄水施設を指すものと定義とあります。この浄水施設というのは、前の9月答弁のときに、浄水施設の更新は30年経過しないと国の方から補助がもらえないという答弁だったと思いました。私が今回言わせていただいているのは、その浄水場の更新ではなくて、硬度低減化施設を新たに建設するというのであれば、今の浄水場では硬度低減化には容量不足といいますか、100ミリグラムの達成にはちょっと容量が足りないというふうに聞いておりまして、新たに硬度低減化施設を隣につくるか、どこにつくるかわかりませんが、そういうふうに施設をつくるための規定では、30年の縛りはないというふうに理解していますが、町長、そこはどうでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 新たに施設を建設するということですか。それは30年経過という、今の施設を新たな施設にということでは、水道課長からも私の後にお答えしますが、その事業費としては別途にはなくて、今の浄水場を別途につくるという今のところでは、町としては考えていないというか。ちょっと詳しいところは、ま

た水道課長の方から答弁させていただきます。

○議長（沖野一雄議員） 富永水道課長。

○水道課長（富永 淳君） 私の方から回答させていただきたいと思います。

今の御質問の要旨だと、現在の浄水場の中に、例えば新たに硬度を落とすための施設を増強するという意味合い、若しくはその現在の浄水場の用地のほかに、硬度を落とすためだけの装置を増強して設置するというふうに話が出たのですが、我々が今目指して利用している補助金の採択基準の中では、そういうのも対象にはなっているというふうに思っていますが、現在の電気透析装置そのものの耐用年数が相当古くなってきているので、それも含めた更新をすべきだというふうに考えているので、新たに施設を増強するというのみの更新というのは、現在は検討しておりません。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） そうしますと、今の浄水施設をそのまま更新するという考えでやってらっしゃるということですか。

○議長（沖野一雄議員） 富永水道課長。

○水道課長（富永 淳君） 今の電気透析装置、硬度低減化のための設備を新たに更新を行って、能力そのものも強化したいというふうに考えています。ただし、古里浄水場が24年ぐらい供用開始から経過していますので、建屋だったり、ほかの硬度低減化に係る装置も耐用年数がどんどん過ぎていっていますので、それもまとめて全部更新したいというふうに考えています。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） わかりました。そこですすね、これはもう一度よそで聞きますので、これは取りあえず置きまして、例えばですすね、この硬度低減化施設をちょっと今、数字のシミュレーションなのですが、10億円で作ったとしまして国庫補助が2分の1頂けたとしまして、それから出資金、これは知名町の例を取って申し上げているのですが、出資金4分の1、それから企業債4分の1という割合でいきますと、国庫補助金で2分の1補助であれば5億円、それから出資金4分の1で2億5000万円、企業債で2億5000万円ということであれば、出資金の6割を普通交付税措置ということであれば、残りが1億5000万円と企業債の2億5000万円、あわせて、計算間違いしました4億ですすね。3億5000万というふうに計算したのですが、例えば3億5000万円として借金だとした場合に、これがこういう処理場の場合は、35年間のスパンで返すという規定がありますよすね。それから管路の場合は50年で返済するという、返済するのではなくて町民に対する税金のかけ方ですよすね、水道料金の上乗せ分の仕方ですよすね。それを

計算していきますと3.5億円が35年だと年に1000万円。これが2,885世帯で計算すると、年間3,467円。これを12カ月で計算すると、289円にしかならないんですよ。もちろん、この建屋とかというのはこの助成に入っていないですから上乗せするのですが、例えば10億円がそういう計算であれば、そんなに負担にはならないのかなというふうに計算したのですが、この辺の計算の仕方はどうですか、合っていますか。

○議長（沖野一雄議員） 富永水道課長。

○水道課長（富永 淳君） お答えさせていただきます。

まず補助率は国庫補助2分の1ですので、そこは問題ないと思っています。あとは、知名町が利用している一般会計出資債というものが、今、我々が検討している硬度浄水施設整備費では適用がされない可能性がありますので、そこが考慮できるかどうかはまだ県や国に確認が必要だと考えています。仮に更新費用が10億円であれば、今言ったような計算になるのではないかなというふうに考えていますが、現状、電気透析で、仮に更新した場合、概算費用として26億円という概算費用が出てきていますので、実際はもう少し町民の皆さんへの負担が大きくなるのではないかなというふうに考えています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） わかりました。ありがとうございます。

では、要旨2に移ります。現在、鹿児島県の担当者を通じ、交付金の採択基準や事業費の詳細について確認を進め、申請の準備を行っている段階ですと答弁をいただきましたが、私たちが県の職員と対面したときに、ちゃんと真面目に聞いてくれているのかしらというところがときどきありまして、もうちょっと何とかもう少し真剣に考えてくれないのかなというのを、県職員と話しているときに思うところなのですが、ここは町長はどういうふうに考えられますか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、遠山勝也議員の質問ですが、私も県職員と直接その水道事業に対しての交渉をして、いろいろ話をしているという段階ではないので、今、水道課長の方で対応していただいています。さっき要旨1のところ、今、年次更新計画を策定しているというところで、先ほど言った数値とか料金とか、そういったところは今後出てくる。その出てきた上で、踏まえてのいろいろな検討だと私も思っていて、実際に水というのは、どのインフラも電気、ガス、どれが欠けても人が生活していくには欠かせないものです。水というのはその中でも一番島民の生命の源なので、そこを一旦止めてするというわけには、継続しながら、ずっと供給しながらというところで、30年使用だったり、いろいろな何か数字の壁があった

り、そういうところは私も認知しているので、専門的なこう知識があつて、いろいろペーパーとか何とかいろいろな言葉が出てきても、それに対応する知識までは持ち合わせていませんが、また県の職員がそういうふうに感じられるのであればですね、私の方としては積極的に与論町の水道事業に対しての真剣さは訴えていきたいと思ひます。御指摘のところは真摯に受け止めて、県職員とまた対応してまいりたいと思ひます。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） 町長ほか、現場の課長の熱意次第だと、議員も含めてそうなんです、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目に移ります。要旨3、これに関しては、有収率とこの漏水に関して具体的な数字でどれぐらいになるかなというふうに計算してみたのですが、漏水についてですね、有収水量が58万6000立方メートルを2,885世帯で計算すると、1カ月1世帯当たりの使用水量が16.9立方メートル。1立方当たり今180円だと思いますが、基本料金600円プラスで4,006円の平均的な水道料金というふうに計算ができます。例えば、飲み水を購入した場合に1日1人2リットルとしたときに5,000人計算で1万リットル。それから365日で365万リットル。例えば、水を20リットル1,000円で買ったとした場合、1億8250万円の水道料金を町民は飲み水のために使っている計算にざっとですがなります。それから無効水量が年間13万立方メートル、令和6年度が12万9000立方メートルだったですかね、13万立方メートルとした場合に180円の1立方メートルで計算すると、2340万円の損失を出しているということになりますので、これをあわせると、2億円を超える金額が、毎年水道料金で無駄になっているという計算になるかと思ひますが、そうしますと、これを一日でも早く硬度低減化して飲み水を確保できれば、この2億円プラスいくらかが、毎年町財政の助けになるのではないかと思ひますが、これは町長の意見をお聞ひします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。確かに遠山勝也議員がおっしゃるように、多分私たち、町民に水道提供をしている側としては、水は安心して飲める状態で供給しているという認識です。確かに300を今220ぐらいに落としているんですかね。内地、本土からすれば100切った、もう軟水というのが主流で、そういう水と比べればやはり喜界島とか沖永良部島、与論の水というのは島のなりあの上もう石灰岩で、どうしても硬い水、硬水ということになりますが、それが体に対して入れる水としては、全然影響は、全然安心して飲める。でもどうなんでしょうね、消費者というか住民、島民また内地からいらしている方々の印象としては、与

論の水道水を見たときに、ちょっとイメージとしては硬い。一般にまた市販されている水がもうミネラルで軟水、また、値段的にどうなんでしょう、飲み水の方だからそういう消費者の意識がそういう働きで、あえて私としては水道水を飲んでいただければというところですけど。そこは何かこう微妙なところがあって、そういうところもアンケートの中に入れてもらって、なぜ飲まないのかという意識ですね。また220では、例えば赤ちゃんを持っていらっしゃる方がミルクにするとなると、やはり買った水からミルクをつくったりしていいのかなというところもあつたりして、そこら辺の問題があるのかなと思ったりして、詳細についてはわかりませんが、一応そういう確かにおっしゃるように。漏水に関しましてはですね、その10万立方メートルを超えたというところで、策もいうところは、また水道課とも検討しながら、配管のその冠水のあれというところもありましたし、また検討しながらまた対策は講じてまいりたいと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） そうですね、水道からの水、一番言われることはその石灰岩が、石灰がたまってその水の流れがうまくいかない、いってないということも聞かされていますので、飲み水もそうですが、その石灰岩でその管が詰まるという話も聞かされるので、やはり急いだ方がいいのかなと、管路の更新や硬度低減化施設の建設は急いだ方がいいかなと思います。最後にもう一度、町長お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 遠山議員ありがとうございます。おっしゃるように、期限が30年使用で、それを越えなければ更新ができないということでは認識しておりません。さっきも言ったように、重要な水問題というのは早急に取りかからないといけないというところで認識しています。先ほど言いましたが、今、業務委託をしていますので、その結果を出して検討委員会を設けて、早期にその水道事業、また硬度低減化ができますように事業を進めてまいりたいと思いますので、遠山議員また皆さんの御指導、御協力を仰ぎたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） 以上です。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員の一般質問を終わります。

次は、7番、高田豊繁議員に発言を許します。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） おはようございます。それでは遠山議員に続きまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

1 町営認定こども園は、施設の老朽化とともに、今後の職員確保や労働環境の

改善を図る上からも早急なる統合整備が求められるが今後の計画について

- (1) 新規こども園については、施設本体とともに、グラウンド、駐車場、自然ふれあい空間整備も必要であり、それ相当の用地確保が必要と考えますが見解を伺います。
- (2) 施設の場所については、検討委員会から標高が高くかつ島の中心位置で児童の安全等も確保される場所が望ましいとの意見のようですが見解を伺います。
- (3) 用地の取得から土地等に関する各種法手続や基本計画から実施計画に至るまで2年程度は必要であり、なるべく用地を先行取得して計画的で合理的な事業計画が望まれますが見解を伺います。

#### 2 赤崎公園公衆トイレ建設整備について

- (1) 赤崎公園公衆トイレは、築経過年数が進行し躯体や設備の老朽化対策と洋式化への整備建替が必要と考えますが見解を伺います。

#### 3 配食サービスの業務見直しについて

- (1) 昨今の物価高騰や人件費上昇に見合った配食サービス内容の見直しが必要ではないかと考えますが見解を伺います。

#### 4 旧与論島観光ホテル解体整理について

- (1) 現在途中で解体作業が停止されているようですが、環境面、周辺への影響や安全対策の面からも、事業主へ要請し適切な対応措置を求める必要があるのではないかと見解を伺います。

以上です。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員の質問1の要旨1についてお答えをいたします。

新規こども園の整備に当たりましては、園児が安全かつ快適に過ごせる教育・保育環境を確保することが最も重要であるとともに、こども園の職員が働きやすい環境を整えることが必要と考えています。

そのためには、園舎本体の建設に加え、園児の運動や遊びの場となるグラウンドや、送迎時・災害時の安全確保のための駐車場、さらには地域に開かれた自然ふれあい空間など、付帯施設の整備も必要であると認識しています。

これらを適切に配置し、将来の利用ニーズにも柔軟に対応できる施設計画とするためには、一定規模の用地を確保することが不可欠です。

町としましては、こども園が長期にわたり安心して利用できる施設となるよう、必要な用地の確保に向けて、関係者との調整を丁寧に行いながら、最適な整備計画を策定してまいります。

要旨2についてお答えをいたします。

新規こども園の場所につきましては、令和6年8月に実施したこども未来推進ニーズ調査の結果として、防災面の優れる高台、付近の交通の安全性、十分な用地面積の確保等の要望が高く、かつ、島の中心的な位置にある場所が望ましいとの意見をいただいているところです。

町といたしましても、子供たちの安心・安全を最優先に考える観点から、こうした指摘は重要であると受け止めています。特に、高潮や浸水等の自然災害リスクを低減できること、また各地区からのアクセス性が確保されることは、長期的な施設運営を見据える上で必要な要素であると考えています。

現在、こども未来推進ニーズ調査の結果を踏まえ、候補地の地形条件や交通導線、周辺環境、土地利用計画との整合性など、多面的な視点から検討作業を進めているところです。

今後も、地域の安全性と利便性のバランスが取れた最適な立地の選定に向け、慎重かつ丁寧に判断してまいります。

要旨3についてお答えをいたします。

与論町といたしましては、まず新規こども園の基本計画を策定し、必要となる施設規模や機能を明確にした上で、適切な立地選定が行える体制を整えることが重要であると考えています。

そのため、施設規模の見通しが立った段階で、関係分野の有識者や関係者で構成する検討委員会を設置し、建設場所について慎重かつ総合的な検討を進めてまいりたいと考えています。

また、こども園は将来にわたり町民の皆様が利用する公共施設であることから、立地選定に当たっては、町民説明会を通じて十分な理解を得ることが必要であると認識しています。

こうしたプロセスを経て、地域の御意見を踏まえながら合意形成を図った上で、土地の取得を進めたいと考えているところです。町といたしましては、手続の透明性と住民参加を重視しながら、円滑で将来を見据えた施設整備が可能となるよう取り組んでまいります。

質問事項2、要旨1についてお答えをいたします。

本町では、多様な観光客の受入態勢を整備するために公衆トイレの洋式化に取り組んでおり、今年度から優先度の高い公衆トイレ7カ所について洋式化工事を進めています。

御指摘の赤崎海岸の公衆トイレにつきましては、観光客や町民の利用頻度が高いことに加え、和式の便器しかないことから優先的に改修を進める予定でありまし

た。しかし、施設の建設から40年ほどが経ち、躯体や浄化槽等の老朽化が顕著であったことから、既存施設を取り壊し、新たに建て替える方針へと変更したところ  
です。

建て替え工事につきましては、奄美群島成長戦略推進交付金の活用を要望中であり、令和8年度の整備を目指しています。

質問事項3の要旨1についてお答えをいたします。

本町の配食サービスにつきましては、食事の支援があれば在宅での生活を続けることが可能となる高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯、また障害等により調理が困難な方を対象として、島内3事業者へ委託し実施しているところ  
です。

御指摘のとおり、近年の食材費、光熱費、人件費の高騰は本町においても大きな影響を及ぼしており、サービス内容の見直しは継続的な課題と認識しています。このような状況を踏まえ、委託事業者と協議を重ねながら段階的に委託料を見直し、普通食1食当たり令和4年度は840円のところ、今年度は1,100円で実施しているところ  
です。

また、主食である米等の急激な物価高騰に対応するため、令和6年度には年度途中での単価見直しも行い、事業継続に支障が生じないよう取り組んでまいりました。

さらに今年度は、国の重点支援地方交付金を活用し、配食サービス事業者を含む町内福祉施設を対象とした、与論町福祉施設等物価高騰対策臨時支援事業補助金を交付し、急激なコスト上昇への支援を行ったところ  
です。

利用者負担につきましては、1食1,100円に対し、非課税世帯600円、課税世帯550円を町が負担し、可能な限り利用者の皆様の負担を軽減できるよう努めていますが、委託料の見直しに伴い、利用者及び町双方の負担も年々増加しているのが現状  
です。

今後、物価や人件費の上昇が続く場合には、更なる委託料の見直しが避けられず、結果として利用者負担の増加が危惧される  
ところ  
です。引き続き、事業者と協議を行い、利用者負担の軽減と配食サービスの継続確保に努めるとともに、利用者の生活を支える体制づくりに取り組んでまいります。

質問事項4、要旨1についてお答えをいたします。

御指摘の旧与論島観光ホテル解体に関しては、解体途中何度か沿道への危険が懸念される状況があり、安全対策等を要請してまいりました。

与論島製糖株式会社に問い合わせをしたところ、解体業者に工程表などを提出してもらい、速やかに解体が行われるよう対応したいとの回答がありました。今後も連絡を取り合い早期に解体が進むよう、必要に応じ要請を行ってまいりたいと考  
え

ています。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） こども園のことについてですが、今日、議会が始まる前に、一応、私どもの調査結果について取りまとめたのをお配りしてあるかと思いますが、10月から11月頃にかけて、私ども総務厚生文教常任委員会で、茶花こども園、与論こども園、ハレルヤこども園、そして児童発達支援センターほのぼのを訪問いたしまして、職員と膝を交えて、いろいろ相談を受けたり、今後の構成について意見交換をさせていただきました。どの事業所も、それぞれ職員が非常に知恵を出していただいて、職員一丸となって子供たちのいい保育がどうしたらできるかというのを、本当に頑張っているのを強く感じてきた次第です。その中で調査のそういう過程の中で、やはりこれまでもそうなんですけど、これまでしばらくコロナの関係で、学校訪問もですけど、職場の訪問というのを控えさせていただいていたことがございますが、その前はずっと継続的にしていたんですよ。そういう中でやはり慢性的に言われることは、職員の人材、そして人員の不足、そして働き方改善、これは時間外等は保育時間の延長とか、休日の保育の関係とか、さまざまな一般の役場、一般の行政事務の勤務体制とはまた違うところがございますので、そういうところがあるわけですね。そして、茶花こども園が特にですね、これは昭和54、5年ぐらいだったかね、つくったのがね。そういうことで、かなり老朽化が激しくて、ひさしとかですね、やはりその建物躯体が天井とかの剥離とか落下とか、そういうのもございまして、当然その設備関係、水道回りとかそういうのがあるでしょうから、やはりそれは経過年数がもう経っているわけですから、これは1つの自然老化現象でしょうから、これはもうもちろん建て替えが必要だということと、やはり今現在公立の町営のこども園が2園、そして、ほのぼのまで入れたら3園ですが、民営が1カ所、あるいは3ということ、この統合はもちろんもう求められているわけです。そういう中で特に今言われているのは、私はほのぼのの場合をちょっと取り上げてみたいと思うのですが、児童の発達支援対策として、箸の使い方とか、鉛筆の使い方ですね、こういう動作の克服のための作業療法士さん、そして機能訓練士さんの配置、これはやはり専門職でもございますので、これは医療関係にも通じるようなところもございまして、こういった方々の配置がやはり必要であるということをおっしゃっています。そして、感覚統合用の設備であるスイングの設置、これがやはりこの幼児の幼少期における機能性向上のための対策に大きな効果があるということで、これらの対策が求められる。また、民営のこども園の方からは、園の中に臨床心理士さんがいらっしゃるということもありまして、これを町営のこども園の方々も、あるいは学校の面にも大いに利活用していただければ

ばというふうに思うということで、ありがたいお言葉をいただきました。やはり与論の子供たちはみんな一緒だという捉え方ですので、ハレルヤさんからはそういった民営、公営問わず活用して、素晴らしい子供たちを育てていきたいと思いますということで、ありがたい御案内があったところです。そういった中身につきましては、先ほどお配りしたA3の取りまとめ版をお配りしてありますので、特にこども未来課の方で早急にこれを調査、解析していただきながら対応していただきたいと思いますが、後日改めてまた担当課とは、総務厚生文教常任委員会の方で話をしたいなど考えています。これについては特に通告しているわけではないですので、回答は控えさせていただいてよろしいかと思えます。

それでは先ほど通告しています、こども園の今後の統合計画に伴う整備について、掘り下げてちょっとお伺いをしていきたいと思えます。

新規のこども園については、先ほども申したのですが、施設本体の狭あい化もありますが、施設の規模が若干やはり子供の保育の観点から狭いというところも、かなり与論こども園でもそういう問題も出てきてるし、ほのぼのでもまたそういう問題も出てきているわけですので、そこら辺も総合的に今後は、本体の施設自体を十分にある程度余裕があるような計画をしていただくのが必要なこと。それから沖縄の方もほかのところもそうですけど、グラウンドとか、そういうところはやはり余裕のあるスペースが必要だと、広がりが必要です。それから駐車場はもちろんですが、この未来型思考的な考え方として、やはり今の子供たちに欠けているところは、やはり自然と触れ合う空間が必要ではないかと、そして大地と遊ぶ、そういうのがやはり必要だと思うのですよね。8月にあんまあ〜ずの企画主催で、こどもまんなかフォーラムというのがありまして、その中で講師の西野先生という先生からいろいろ御講演をいただいたわけですが、これからの子供たちは、非常にやはり難しいところもある、これは社会的な環境変化等もあるわけですが、やはり遊ぶのが非常に重要だというお話だったようなんですよ。極端な言い方をですね、子供たちは遊ぶのが仕事だというふうに極論的におっしゃっていたわけですが、後ほど質問事項にもあるかと思えますけど、子供たちの不登校関係もあるし、いろいろな面でこれもまた深刻な社会問題だと言われているわけですが、こういった面もいろいろ教育者の立場としては非常に苦勞されている、苦心されているところがあると思うのですが、1つのキーポイントとしては、この遊びがやはり重要ではないかというようなこともまた言われているわけですね。そういうことで、皆さんも私どももですが、子供のときには海に行ったり、蟬を取ったり、もう朝から晩まで遊ぶのが仕事だったんですけど、やはりなかなかその地域の先輩方と一緒に海に行ったりして、そういう遊ぶというのが隣の方々、先輩方とかとつながりを持っ

て、交友関係を広げながら、こうした遊びに興じるということが普通、日常的に行っていたわけですが、こういう方向へのまた見直しというのも目を向けるというのも必要ではないかというふうに感じますが。そういうことも含めると、園の中にですね、やはり手狭な園ではなくて、きつきの状態ではそういうスペースもないわけですので、やはり広がりのある用地確保をして、そういったことも考えていただきたいなというふうに考えているのです。土地取得に関しましては、もう時代が変化してきますと本当にこの土地関係の規制、そういう枠組みが非常に難しくなってきた、極端にいうと文化財調査で求められるような世の中になってきていますので、そういう難しいところの場所選定は本当に絞られてくると思うのですが、非常に担当課としては、そういった問題も包括的に苦心惨憺するところがあると思うのですが、どうですかね、こども未来課長、悩んでいるところとか、考え方とか、いろいろ伺ってみたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） こども未来課長。

○こども未来課長（光 俊樹君） 高田議員、御質問ありがとうございます。

まずですね、総務厚生文教常任委員会の議員の皆さんが現場の方に行っていただきまして、保育、教育また療育の現場を見ていただいたことに非常に感謝申し上げます。ありがとうございます。今現場は、非常に高田議員が認識しているとおり逼迫している状況で、課題山積な状況で動いています。今、話の中にありましたところでいうと、遊びの重要性というところで、ここについては、今回、まんなかフォーラムでありました西野さんからも「遊びを通して、子供が成長していきます」というのを非常に強くおっしゃっていただきました。ハレルヤこども園の徳永理事長とも話をするとき、「遊び」という言葉が非常に中心に来ていて、また今後「学び」というところにつながっていくためには、これから保育、教育の現場、またこれから教育委員会の管轄になるので連携しながらやっていくことが非常に重要ですというような御指摘をいただいています、非常に勉強になるところです。新こども園についての候補予定地については、今、御存じかもしれませんが、平成29年度から第1回ビジョン会議というのを始めて、去年まで話をしている流れになっていると思っています。平成30年の10月11日に、このビジョン会議の中で、町立こども園を1園化に統一するというのを、全会一致でビジョン会議の委員会のメンバーの中で協議して決定しているようです。その中で2園化にして、またこれから1園に進めていきたいと思いますという合意をしながら、また町民説明会を丁寧に努めてきたところであったと思っています。今、考えているところはですね、御指摘のとおり、子供の多様化というか、考え方がいろいろ子供の成長によってあわせていくような形を取らないと、子供の成長が促せないというところもあり

ますので、保育園の現場というのは非常に重要ななと思っています。ここで重要と考えているのが、去年、隣にいる町民生活課長と保育園の現場のメンバーと沖縄の方に行かれたときに、重要なことが三つありますというふうなお話その中の共有会でありました。1つ目が、与論町の保育方針、教育方針というか、療育の方針をまず固めてほしいという話がありまして、今、大分前につくった教育方針なので時代は変わっていますので、そこの方針にあわせた施設整備が必要だというのがまず1つ。次に、子供たちが安心・安全で暮らせる、勉強ではないですけど、そこで遊べる環境を整えることが大事だということ。3番目に今やっている保育の現場にいる、働いている皆さんが過ごしやすい環境にすることが大切だということが、3つ指摘されています。その分野とまた御指摘のある自然と触れ合う現場、触れ合う場所ということと、あと防災とか災害に強い場所ということで、総合的に判断していかないといけないことがいっぱい今、その施設整備の場所にとっては重要になってきています。なので、そこのところを総合的に判断して、執行部の方からまた皆さんにお諮りしながら、また町民の方に御理解をいただきながら進めていかないといけないので、一つ一つ丁寧に進めていかないといけないかなと思っていますところですが、また土地の取得については皆さんの御協力を得ながら、前向きにいい感じで進めていければ、いい感じと言ったら漠然としていますけど、進められればと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 学校施設でもそうなんですが、以前はですね、やはり鉄棒とか、雲梯とか、いろいろそういう遊具とは言わなくても、体力をつけるような設備が結構昔はあったんですよ。それがですね、学校の先生方も、保護者の方々もどうなんでしょうね、危ないから、子供が落ちてケガをしたら、子供にまたケガをさせたらその学校設備が悪い、責任が問われるという、そういう雰囲気、そういう空気があつてか知りませんが、なかなかその遊具がないというのも、ひとつ与論町は特に各小学校もボール競技、球技ですね、そこら辺が何か主体になっているようなスポーツでもですね、そういう感じがするのですが、やはりこども園というのも幼児期の頃からそういう遊具というか、そういうのは積極的に設置する必要があるのではないかなと思うのですよね。今、麦屋漁港の方で建設課が立派な遊具をつくったり、整備をしたりしているわけですが、これは本当に費用がかなりかかるんですよ、それとまた太陽熱が来るということですね。ですから、子供たちの元気の源、やはり遊ぶことが大事だし、体を動かすことも大事ですから、教科書勉強だけという世界をつくっていくと、どうしてもこうなっちゃう感じがあるものだから、もっとのびのびと外で体を使って、体を動かしてですね、ある程度ケガをしてもい

いではないですか。別に誰も骨折ったり、手を折ったり、足を折ったりというのは、これはあまりあってはならないわけですが、それも皆経験もあるわけですね。そういうことで、天城町の公園を見てきたんですけど、もう全然異次元のような遊具が揃えられているんですよね。これは、どこの財源でこういうようなことしたんですかと聞いたら、やはりB & G財団にお願いしてこの遊具整備をしたと。本当にですね、行かれてみたら本当に空港の近くですけどね。やはりそういうことで、全く与論町とそこの島あたりとは、もうこの感じがやはり違うんですね。そういうことで、今のもうケガをさせたらいけないというような、そういうレベル、観点ばかりでやっていくというよりは、もっとですね、この体をフルに動かして遊ばせて、うちの林敏治議員みたいなたくましい体の人間をつくるというのが、非常に大事なことではないかなと思っていますので、そこら辺も十分に今後検討していただきたいのと、このように思っています。町長まとめてお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員ありがとうございます。まとめて答弁できるか自信がありませんけど。質問事項の1の1から3までの要旨はもう関連づけて、私の認識としては、2年前に町長になったときは、茶花こども園と与論こども園はもう統合するんだというところで提案されたときに、私ももう統合でいいのではないかなというところで、私も認識しています。先ほどからこども園のあり方というか、もう一つ民間の方でハレルヤこども園もあるわけですが、高田豊繁議員がおっしゃるように、私たちの時代の50年前の教育は、幼稚園があつて、幼稚園は小学1年生に上がるような予備の段階で、学校生活は学校評価というのは1年生から小学校があつて6年まで。そして義務教育で中学3年。あとはもう高校から後学みたいなのという感じで、私たちの教育はあつたと思うのですよ。今、中山教育長と2人とも、もっと下の0歳から、年長児、小学校に上がる、今おっしゃった遊具に関しましても、実際には小学校には鉄棒とか、昔あつたジャングルジムみたいなある程度体力がないと、はっきりいって0歳、1歳児に鉄棒にぶら下がるといってもそれはできないわけですし、そっちの遊具ではないと思っているのは実際に思います。それで、与論というのは、西野さんもそうでしたが、私は周りが海に囲まれていて、自然そのものの中にあると思っているので、例えばですね、それができるかどうか、0歳から海に行つて海水浴ができるのか、職員のいろいろな管理とかありますが、そういった触れ合いがあつたり、中にはやはり自然の触れ合いは木があつたり、そういうところでいろいろできるような環境は基本的には整えないといけないのかとは思っています。また、この新こども園に関しましては、用地の検討からですね、まずはそういう記者とか、周りのまた専門家の意見も踏まえながら、そうい

うあれができましたらまた検討委員会を設けて、事業を進めてまいりたいと思います。まとめになったかどうかはわかりませんが、お答えいたしました。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 町長の小さい頃の経験を通して、振り返ってみて、またいいところは現代もまた蘇らせていただいて、子供たちがのびのびとできるような施設整備をお願いしたいと思います。

それでは、こども園に続きまして、次は質問事項の2ですね、赤崎公園の公衆トイレですけど、これは与論の過去、ブームにつきましては、今さら申し上げることもないのですが、本当に今では考えられないような観光客が押し寄せた時期があったのですが、そういう中で昭和60年頃ですかね、ここの今吉田議員が、役場の方でデザインして設計されてつくった施設ですが、赤崎のお土産店のところのトイレですね。従来はもう1人しか入れないようなトイレが与論の場合に結構あったんですよ。それが品覇とか、船倉とかあちこちあったんですけど、これではもう与論の観光はとてでもないけど受け入れられないということで、新たな発想、新たなデザインでトイレをつくったわけですが、去年、一昨年も私は観光課の方に、議会の予算委員会のところでも要望してきたわけですけど、やはり、今、和式一辺倒なんですかね、和式とそれからシャワーが付いているわけですけど、やはりこの時代、社会、文化の変化というのは、洋式がもう主体になっていますので、洋式化にすることということで要望してきたんですけど、やはりその和式のこのスペースをそのまま洋式にするというのは、非常にそのスペース的にサイズが合わないということもございまして、それと設備関係もですが、浄化槽の中にですね、モクマオウとかアダンとかの根もありまして、それから単独浄化槽ということもあるし、そういうこともありますので、この際、何とかならないかということで観光課にも要望したら、麓課長の方がこのように奄美群島成長戦略推進交付金の活用で要望中であるということですが、これを是非町長の方も大島支庁の方に行かれるわけですから、これを是非来年度は実現できるように支庁長と話をさせていただいてですね、商工水産課とも話をつけていただいて、早急にやっていただきたいと思うわけですよ。町長お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員、御質問本当にありがとうございます。

麦屋漁港の方にあるトイレとまた違って、今の味咲さんとか、お土産やっているところのトイレ、それは私が町長になってからずっと言われていまして、何とか老朽化で和式しかない。ちょっと時代の変化で、あの当時は何かこう便器に座るといのが抵抗がある時代だったんですけど、今はもうかえって、もうそういう洋式で

ないといけないというところに時代変化が起こっていると思うんですね。前はもう和式の方で、こう便器には肌が触れないという時代があって、和式でずっといていたんでしょけど。今はもう洋式でないとかえっていけないという時代になっています。そこの認識もまたしています。また、おっしゃったように、この前豊年祭で松藤大島支庁長がみえて、ちらっとその旨の議会の中で豊年祭を視察している中で仕事の話を持って行って、この点は耳には入れています。また改めて要望、お願いをすることになると思いますけどというところで通達はしていますが、本格的にまた議会通してですので、要望をまたしっかりと行って、来年度にはできるようにまた努力してまいりたいと思います。御指導の方もまたよろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） ありがとうございます。

それでは、その次に配食サービスの業務の見直しについてということですが、やはり日本全国、これは物価高騰、人件費の高騰というのは、全国的にも言われているわけございまして、これは必然的に見直しをしていかななくてはいけないということと、業者さんがまた経営を圧迫するようなことがあってはいけませんので、経費の高騰、単価の高騰はやむを得ないことだと思うのですよ。これを質を下げるといってもいきませんので、そこら辺もあります。また特に昨今のやはり円安の影響もかなりあるというふうに考えるんですね。ですから、そういう社会経済情勢の変化というのにも影響してるわけですから、これはもう是非ともこの見直しをしないといけないということと、それからやはりこのサービスを受ける方々というのは、楽をしたりとかそういうことではなくて、高齢者のところに独居老人が多いのではないかなと思うのですよ。その中身は、具体的に把握はしてないわけですが、そういう方々というのは、やはり栄養のある、バランスのある食事の提供というのは、やはりこの健康状態、寿命状況の面においても必要不可欠なことです。この辺は丁寧な対応をしていただきたいなというふうに考えていますので、今回、中身のことにつきましては、担当課の方からそういう見直しを図っていきたいということですが、今後の福祉行政の中でこういったことは必要なことです。それから先般、僕は精神障害のある方々についても無料バスをひとつお願いをしたいなということで、この福祉の面で、精神の障害のある方々とか、身体障害のある方々については、特段心を砕いていただいて、行政の中でひとつ配慮をお願いしたいなと思います。健康長寿課長お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） 高田議員、御質問ありがとうございます。

こちらの配食サービスの方は、ちょっと町長答弁のとおりとはなるんですが、先ほどおっしゃった、どういう方たちを対象にということで、ちょっと御説明させていただきます。まず、もう食事づくりが困難で、食事支援さえあればどうにか在宅で生活できる介護状態の方で、あとは自分で食材やお弁当等、食物の調達、お買い物に行けないという方で、食の支援者、息子さんが近くにいたりとか、買って届けることができるという方は、また対象外というふうになります。独居で認知機能の低下により、1日1回の安否確認等が必要な方というふうになっておりまして、これを御相談があったときに、地域包括支援センターの職員が御自宅まで訪問しまして、丁寧な聞き取りを行って、本当にこの方には配食が必要なのかということ判断しているところです。さらに、この配食サービスというのが、命に直結する食事の提供ということもあるんですが、あと安否確認を兼ねているというところが非常に大きいかないというふうに思っています。これまでも何件かですね、ちょっと倒れていたりとか、あと、実際にお亡くなりになったという方を発見したということもありまして、非常に重要なサービスであると思っておりますので、今後ともサービスの方はしっかり協議を重ねながら進めてまいりたいなというふうに考えています。また、精神障害のあるの方のバスの件につきましても、自立支援協議会の方とちょっとまた協議を進めながら、ニーズがどれくらいあるのかとか、そちらの方の協議を進めているところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） ありがとうございます。やはりその見守りというか、安否の状況を確認しながらのサービスにつながるわけですので、そこら辺はひとつ今後とも途切れることのないように、業者さんのまた安定した経営が成り立つようなこととあわせて改良いただきたいと思っております。国の方も高市政権になりましてから、地方に向けての重点政策交付金というのも増やして、積極財政を加味したそういった財政措置というのも考えていくわけですので、財源的にはそういうことも加味しながら、頑張っていたいただきたいなと思うところです。

それでは次に、旧観光ホテルのことですけど、これは一応、事業者が昔は南島開発、今は与論島製糖になっているわけですが、大変、私どもの生活にも非常になじみの深い、結婚式とか、そういうこともここを使ってやってきた経緯がございますので、非常に観光ホテルは与論町の宿泊業者の大手として、与論町の宿泊の受入態勢のために大きな貢献をしてきた施設だと思っております。そういうことでございましたが、残念ながら、やはり施設の老朽化もあって取り壊しということになっているわけです。こういったのを取り壊しというのは、かなり多額の費用がかかるというのはもう容易に想像できるわけですが、こういった今の状態でまた置いておくと

いうのは、非常にいろいろな面で、細かいことは別にいたしまして、やはり支障を来すというふうに思われますので、これまでどういうふうな交渉がされてきたか、どういうふうな指導がされてきたかというのを、ちょっと環境課長の方から聞いてみたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） お答えいたします。

特にですね、環境課としては指導を行っておらず、環境課で進めている景観条例の中に、景観の中でそういった配慮をするという項目も計画に入れながら、今現在進めているんですけど、残念ながら今審議中でありまして、それがなっていない状態においては、法律そして地方自治法の権限において指導する権利がないので、環境課としては指示はしておりません。工事に関する諸々の指導依頼は建設課の方で行うようにして対応させていただいていましたので、その点については建設課長の方からお答えをお願いしたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

今まで4度ほど、ちょっと解体作業中に危険なことがあったので、4度ほど現場の方に赴きまして、うちの担当職員と一緒に、安全対策面の強化をお願いしますということで申し入れをして、要請をしてきたところです。一応、与論島製糖さんの立花社長ともいろいろと話をしていたんですけど、一応今まで立花社長もちょっと替わられたばかりで、引き継ぎがなかなかうまくいってなかったというところで、また立花社長の方からすごく与論町に対して、すみません、申しわけないですということでお言葉をいただいています。これからは、一応、徳之島の業者なんですけど、その業者といろいろ今まで口頭でやっていたところを文書で、後に残るような文書で進めていきたいということをおっしゃっていますので、引き続き私たちの方も与論島製糖さんの方にまた要請をしながら、進めてまいりたいなと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） やはり何て言いますかね、景観的にもですけど、付近にまた民家等があるわけですから、あるいは子供たちもまた行ったりするかもしれないですね、産廃法上の処理の問題もまたあるだろうしということで、環境課長には意見を求めたわけですが、建設課長、建設課の所管だというのは、所管とは言えないのではないですかね、ちょっと意外だったような気がするんですが、4、5回ほど立花社長の方にも話をされたということですので、引き続き、町長の方からも鹿児島の方で直にお会いして話をされたと思いますので、ひとつお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員ありがとうございます。私もマルエーグループで働いている関係でいろいろ有村和晃社長とも親交があって、前々からこれは観光ホテルが建っているときから、跡地をその後どうするんだといういろいろ話をしていたんです、商工会長としてもですね。いや、解体するんだと、徳之島の業者をお願いしたというところまできて、実際に取り壊しに入って、裾分建設課長の方からも、課長からは立花社長にお話しすることはできるんですけど、有村和晃社長には町長の方から、高田議員からこの質問が出ているので、ちょっと詳細等を電話で聞いてくれないかというところで、実際に電話してあります。契約としては、徳之島の業者さんとは去年の6月にはもう引き渡しというところで、それが最終的には全部更地にした後に、土を入れて返してもらおうというのが条件だというところで、もう立花社長に全部任せてあるのではという、有村和晃社長からはそういう答弁をいただいています。またその後、徳之島の業者さんから立花社長にそういう何か書面で届いたというのは報告を受けています。来年度にかけてそれを可能にするように事業を進めているということの情報を得ています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） それでは、どうなのでしょう。そこはちょっと企業の内部的なことになる、作業のですね。ということは、一応オーナーの方からは、与論島製糖がオーナーなはずですから、そこから徳之島のあれは（オオサワ）さんだったのですかね、である業者に一応もうその処理をするように、全面的に処分するよということをお願いしてあるんだけど、まだその業者の関係で止まっているというような見立てですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） その徳之島の業者の方の去年のいわゆる会社の都合でできなかったというところで、そういう報告を受けています。だから有村和晃社長としてはやっってくださいという要望はしていて、それはもう立花社長が与論島製糖工場の社長になったので、権限はそこに移譲してある、立花社長に一任しているという回答でした。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） どうなのでしょう、これはやはり今後とも所管は建設課になるんですか。どうですかね、ちょっと意外だなという感じではないかなと思うのですが。

○議長（沖野一雄議員） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 先ほども、ちらっと高田議員の方からの産業廃棄物の件も

出ましたが、所管的には環境課が管轄しているのが一般廃棄物でございまして、産業廃棄物の件に関しては、県知事認可を受けた業者が処理をするというふうになっておりまして、だから環境課が全く関係ないかということそうではないんですけど、それを発見した場合には、不法的な処理をしている場合には、まず県の方の所管に連絡をして、適正に指示をしてもらうというふうなこともあります。今議会中並びに早期に景観条例と景観計画ができるのであれば、所管が私どもの方に移りますので、私どもの方が主体的に指導ができるようになると思います。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） そうですね、県庁の方は廃棄物・リサイクル課だと思うのですが、出先としては徳之島保健所になるわけですけど、やはり町としては窓口はとにかく県とのやり取りをいろいろ調整したりするのは環境課ですから、一般廃棄物が私の所掌ということをおっしゃいましたが、やはりそういうこともですね、これは県と徳之島と緊密な連絡を取りながら、また先ほど裾分課長の方からもあったわけですが、僕はやはりそれは産廃も一般廃棄物も担当所管としては環境課だと思っていますが、そういうことで県とも連携しながら、ひとつ今後はまた進めていっていただきたいなと思っていますので、町長と連携してお願いをして、それを議会の高田から言われたとは言わないでくださいね、町長ね。そういうことで、ひとつお願いしたいと思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 以上で、7番、高田豊繁議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をしたいと思います。11時5分から始めたいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3番、吉田勉議員に発言を許します。

3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） 3番目ということで、皆さんも大分お疲れだと思いますし、お昼前ですね、お昼がおいしくなるような質問もできないと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まずですね、一般質問の前に職員の皆様、そして関係者の皆様にちょっと御礼を申し上げたいと思います。昨年の大変な豪雨災害から1年を過ぎましたが、町当局及び担当課の皆様の迅速な対応により、耕地関連、道路周辺等の被害箇所が大分復

旧整備が進みました。また、今年度は農作物の特殊病害虫であるセグロウリミバエの発生確認により、対象作物の植え付け及び出荷等が懸念されておりましたが、これも関係機関一体とした取り組みにより、移動規制まで至らない状況であり、皆様の御努力に感謝を申し上げます。近隣の島々では、かなりの数の発生が確認されていますので、引き続き対策の強化をお願いします。また、先月開催されましたヨロンマラソンにつきましても、各集落を挙げての応援、小中高校生を含めたボランティア、ウェルカムパーティーや完走パーティー、送迎関係と全てにおいて参加者がスポンサーの方々から、ほかの開催地では見ることができない素晴らしい大会であるとお声をいただきました。来年も更なる大会になりますよう期待をいたしています。

それでは、質問をさせていただきます。

1 海の魚貝類等、資源を守る為のルールづくりと対策について

(1) 本町は、与論町漁業協同組合により、共同漁業権が設定されており、魚貝類や藻類の採捕が規制されているが、最近、組合員以外の方々や観光客の中にも、採捕目的での行為が多発しており、資源保護の観点から、全町民を含めたルールづくりやパンフレット等での観光客への周知を図る必要があると感じるが見解を伺います。

2 希少動植物の保護や調査等、今後の対応について

(1) 様々な工事や伐採等により、島に自生する植物も減少傾向にある中、希少な植物（与論北限種、与論絶滅危惧種、南西諸島固有種、絶滅危惧種）等、断層を含む崖地や海岸周辺に散在して確認することができます。また、最近研究者の調査研究により、甲殻類を含む希少な生物も数多く発見されており、それらを保護するための情報収集や調査、保護条例等の整備が急務であると感じるが見解を伺います。

3 町指定有形民俗文化財「与論島の生産・生活用具」の保存管理・活用について

(1) この指定文化財は、与論の歴史、文化、生活様式を理解するために欠くことのできないものであり、所有者と連携して定期的な現状把握と、周到的な保存管理が必要不可欠と思われるが、現在の状況及び今後の管理体制について見解を伺います。

(2) この指定文化財は、民間の所有であるが件数が多いため、収納する倉庫等の維持管理に苦慮しており、現在も台風被害の修理が進まない状況であり、所有者の同意を得て、現在休館中の中央公民館に寄託的に収納し、現状把握や台帳整備を進めながら、町民への公開及び郷土学習等に活用する

考えはないか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 吉田勉議員、御質問ありがとうございます。そして職員に対するいろいろなお言葉、ありがとうございました。

それでは質問事項1、要旨1についてお答えをいたします。

与論町漁協では、与論島漁業集落における離島漁業再生支援交付金を活用し、漁業権についての周知や禁漁対象の水産動植物、禁漁期間や禁止漁業についての広報看板やパンフレットを製作し啓発活動を行ってきましたが、十数年前に製作したのを最後にその後の更新がなされていない現状です。

限りある資源を大切にしながら、与論島の海に親しみ楽しんでいただくために、島の豊かな海の環境と資源を守っていくことの重要性について、与論町漁協組合員をはじめ、島民及び観光客も一緒に考えていかなければならないと考えています。

今後とも与論町漁業協同組合をはじめ、本町の環境課、商工観光課、ヨロン島観光協会等の関係各機関と協議を進め、限りある海洋資源の活用と保護のための効果的な普及啓発活動を検討してまいります。

質問事項2の要旨1についてお答えをいたします。

研究者の調査による本町での希少動植物の発見は、大変喜ばしいことと認識しています。本町では、昭和46年に与論町自然保護条例が制定されており、生息地周辺の所有者の同意を前提として保護区の指定が可能となっています。

また昭和47年に施行された国の自然環境保全法における自然環境保全地域の指定要件は、動植物の生息地が10ヘクタール以上、天然林は100ヘクタール以上です。また、保護地区内での開発行為は原則禁止で、地形変更や工作物設置等の行為は環境大臣の許可が必要となります。いずれにしましても、保護区を指定する場合は生態系のモニタリング調査及び自然環境保全計画が必要になります。

本町としましては、これらの保護区制度の運用検討のほか、本町に生息する貴重な動植物の保全に係る取り組みを今後景観計画の内容にも盛り込む形で推進してまいりたいと考えています。

あと質問事項の3、要旨1、要旨2につきましては、この後、中山教育長に答弁を代わりたいと思います。中山教育長、よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 吉田勉議員、質問ありがとうございます。

質問事項3、要旨1についてお答えいたします。

与論島の生産・生活用具は、現在の与論民俗村の前身となる与論民具館の創始者

である菊千代氏が、生活用具や衣類、その製作に用いられた用具、農耕、漁撈に関するものなど、時代の流れとともに消えゆくことを憂い、昭和30年代後半から収集を開始し所蔵されているものです。

当時の歴史・文化・生活様式を知る上での貴重な資料群であるとして、平成26年2月6日に町の有形民俗文化財として指定された数は、合計1,094点と膨大であり、施設内において展示しきれないものは別棟の収蔵庫に保管されていますが、台風被害や虫食い、収蔵庫の老朽化に伴う雨漏りでの被害も確認されています。

外的要因による被害や大規模資料群管理の困難性から、大学や関係機関の協力もいただき、再調査を実施した結果、353点を指定解除とし、現在の指定点数は741点となっています。

現在、管理が困難な資料は、本町にて仮保管の措置を行うなどの対応を図りつつ、今後も所有者と連携を取り、歴史的価値を持つ資料の管理体制強化に努めてまいります。

続いて、要旨2についてお答えいたします。

先の御質問の要旨1にも関連しますが、収蔵品の現状把握及び台帳整備も含め、劣化が進みやすく与論民俗村での管理が困難な民具類や生活用具、農耕器具などを中心に、中央公民館2階大ホールを活用し保管を行っています。

施設の老朽化による閉館中の中央公民館ですが、安全面を考慮し、昭和43年度建設の建物部分については現在も閉鎖・使用不可としており、昭和54年度建設の建物側を仮保管場所として活用しています。これまで民俗村の収蔵庫に保管され展示されていない貴重な資料群であるため、御質問のございました町民への公開及び郷土学習等への活用については、今後検討してまいります。

また、中央公民館での保管は暫定的な措置となるため、老朽化の著しい民俗村の収蔵庫の保管環境の改善に向け、来年度において与論町指定有形民俗文化財修理等事業補助金の活用を検討しています。本町指定の貴重な文化財を後世に残せるよう、今後も所有者と連携し取り組んでまいります。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。それでは、順を追って補足で質問させていただきたいと思っております。

まず、質問事項の1ですね。この海の魚貝類等、資源を守るためのルールづくり対策についてということなのですが、非常に難しい問題であることも重々承知なんですね。今回、内地から観光客でいらっしゃった方々がたくさんの道具を持って、その採捕目的で10人近くの人たちが夜、潜りに来ていたという話がありまして、

今回漁業組合の方々からも議会でも何とか取り組んでもらえないかということでございましたので、これは本当に共同漁業権を設定しましても、島のいろいろな風習、そういう中で難しい問題であると思うのですね。例えば、与論ではいざりをする風習があります。潮干狩りをする風習があります。それで、夜また島の人たちが、自分たちの食べ物を取るために潜りに行ったり、追い込み漁をしたりする、そういう風習もありますので、特に大きな厳しいあれはできないということで、漁協側もある程度はもう了解の状態、島んちゅお互い合意のもとで行っているのが日常だとは思いますが、現在みたいにいろいろな感じで、沖縄あたりからも獲物を入れるための網とか、そういうのを持って泳ぎに来ている方々が結構車持ってきてですね、最近見受けられるようになってきているんですね。それと、やはり町民もですね、もういろいろな電灯とかそういうのが近代化されて、誰でもいざりに行ける状態になってきていますので、昨日みたいな大きな潮、この1週間ぐらいの潮になりますと、海中がもうその灯りだらけになるぐらい、確かにですね、島の雰囲気としてはなかなかですけど、これがですね、ちょっとした規制もなく、何もない状態であれば、これは資源を守るためにはやっちはいけないという状態になると思うのです。それで漁協としましては、例えばシャコガイは10センチ以下は取ったらいけませんよとか、サザエはいくらですよとか、今もうほとんどなくなりつつある与論ではティダラと言いますが、それが取ったらいけないよという規制をしながらでもいざりをしていくと、大きくあつて潜って取る分にはしないんですけど、歩いているとそのティダラとか見ると、やはり獲りたがる。そしてリーフに渡っていくところにですね、誰でもですね、それは小さなシャコガイがあると獲りたくなるんですね。それで、それがあちこちで繰り返されていくと、どうしてもやはり資源としては大変な状態になります。ということで、いろいろな週報とかでも漁業の出している、そういう例えば禁漁期間であったり、禁漁のサイズであったり、いろいろなこういうのはあるわけですね。それは漁協だけの問題ではなくて、町民も理解してある程度取り組まないといけないことだと思うのです。確かに町民のいろいろな方々の気持ちはわかります。深いところに行ける方々は大きいのを取るんですけど、本当に楽しくてリーフに渡るときに、浅いところに行く人たちはこんな小さな貝を見ても喜ぶわけですね。私も何度かいざりに行く中で10センチ以下は取ったら駄目ですよという法の決まりがありながら、結局5センチのシャコガイを見ると、「こんなに大きいシャコガイがある」という、やはり声が大きく聞こえるわけですね。そういう感じで、ある程度いろいろな形で町民がある程度理解をしていけば、ちょっとした感じの少しでも守っていこうという気持ちになると思うのです。だからそういうのを私、ここに申し上げているのはそういうことをですね、決まり

事をつくっていかないと、非常に難しいなど。沖縄あたりでは、観光客ができる行為ということで、空港とか港とか、それから旅館とかに、こういうポスターみたいなものが貼ってあって、このイラストで描かれていて、こんな小さな銚子で打って突く分にはいいですよとか、魚釣りだったらいいですよという、そういう決まり事が貼ってあるんです。それで商工観光課長、与論で過去にそういうパンフレットをつくった経緯があるのかちょっとお尋ねしたいのですが、よろしいですか。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） 吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の事案につきましては、ちょっとおっしゃるように、島外から集団で来て採捕をしていたということで、漁協の方からも報告を受けたところです。こういった案件がないようにということですが、一応、観光協会の方に委託をしている事業の中で、海のマナー、それから陸のマナーということで、そういった海のものを取るとか、傷つけるということはやめましょうということで、もっと広い形でのパンフレットは作成をして広報しているということです。これについてはもう少しですね、例えば今回の件が非常に問題化するようであれば、もうちょっと具体的に絞った内容というのの検討が必要なのかなということもちょっと思ったところですので、これについては、観光協会になり、あと漁協さん、漁業集落さんともちょっとお話をさせていただいて、必要に応じてこういったパンフレットをつくったり、広報をするという形で取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。どうしても観光客の方々は、もちろん海に来られたらいろいろな採取もしたいし、泳いでみたい、そういうのを見ると獲りたくなる、そういう感じもありますので、前もっていろいろな感じでそういう周知があれば、気をつけながらやっていただけたらと思いますので、それについてはよろしくをお願いします。

それと、答弁の中で、離島漁業再生交付金を活用して、その前は漁業集落の予算でTシャツをつくって、密漁パトロールとか、それから看板を設置して、これだけの大きさの魚貝類を取ったら駄目ですよとかですね、そういう看板も立ったんですね。ところがやはり看板を付けると、いろいろな面でまた観光的な影響もありますので、そこもいろいろ考慮しながら、できれば定期的にそういう啓発的な週報だったり、パンフレットだったりをどうしてもやはりやる必要があるのではないかと。それで、前に密漁パトロールのTシャツを着て漁協の方々がときどき回ったのですが、かなり効果があったんですね。そういう感じで、一応、雰囲気だけでもそういうのがあるよということであれば、島外から、与論は大丈夫だよ、どこ行っても

獲っても大丈夫だよという気持ちにははならなくなると思うのですね。だから、そういうことでも難しいことかもしれないけど、徐々に、徐々にですね、やはり島の海を守っていくためにはどうしても必要なことではないかなと思うのです。それで、10年ぐらい前ですかね、そういうのがあったということなんですけど、産業課長、今後は何かそういう感じで、漁業集落とかに対する補助の関係や指導等についてもですね、これはもう町もやはり水産業としての感覚で捉えていかないといけないと思います。漁協は漁協で自分たちの決まりをつくって、自分たちの組合員に対しても規制をかけながらやっている状態ですけど、やはり町としてもですね、これは全体的な島民のマナーとしての考え方で、ある程度はやっていかないといけないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。

町長の答弁でありましたように、十数年前に看板とパンフレットを設置したのも、その当時の漁業集落事業の方でさせていただいておきまして、今回、今年度についてはちょっと間に合わないのですが、次年度以降で改めて相談をしたところ、やはり漁協さん、漁業集落としても我々産業課としても、以前、島民全体にお知らせをして看板を設置してから、もう大分経っているというところで、吉田議員おっしゃるように、その当時からいない人たちだと、やはりいろいろ認識が落ちてきているところもあるので、改めまして、先ほどおっしゃっていたシャコガイのサイズであったりとか、前回のパンフレットに書いたようにサザエはいくらとか、そういったところと、そもそもの漁をするには漁業権が必要ですと、その基本のところから町民の皆さんに周知させていただいて、おっしゃるその伝統文化は伝統文化であると思うので、その辺のきちんとした理解と、町民の方のその伝統文化で参加するにしても、最低限のマナーとして、こういったようなサイズは絶対取らないとか、そういった認識をしっかりと持ってもらうようなパンフレットの作成をして、全戸に配布したいとは、今、調整中です。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） 本当にですね、今課長がおっしゃるように、町民に対するそういう周知といいますか、それはとても大事で、頭の中にそういうがあると、やはり少しでも気をつけていくという考え方になると思いますので、漁協さんとも相談をして禁漁になっている貝類とか魚類とか、そういうのも含めて漁協とも調整をしながら、漁協だけが出すのではなくて産業課と調整して、そのパンフレットみたいなものづくりながら守るべきものをですね、できればやっていただけたらありがたいと。それから観光関係におきましては、また観光客に周知できるようなパンフ

レット、それからそういう空港とか、そういうところでの啓発もまたよろしく願  
いしたいと思います。

次にいきたいと思います。次は、質問事項の2の希少動植物の保護や調査等、今  
後の対応についてということですが、これもかなり難しい問題で、与論町にはその  
植物にしたら固有種がないんですね。だからいろいろな国の関係で大きな規制をか  
けるとか、そういうのは結構難しい状態であってですね。ところがいろいろな工事  
とかで、みんな森がなくなって、残っているのがその断崖とか崖地のところで、海  
浜地にある貴重な小さな植物が残っている状態なのです。そうすると日本全体で考  
えると、絶滅危惧種ではないのですが、昔、与論にあった植物がですね、もうすぐ  
なくなろうとしてるという考え方から持っていくと、これは与論島にとっては本当  
に絶滅危惧種なのですね。昔我々が見ていた植物がなくなっていく、これというの  
は本当に大変なことなのです。だから調査をして、最近であれば、「与論島の路  
傍300種」ということで調査した薄い本がありますけど、いろいろなまた先生方  
が見つけた本もあります。でも、その名前が出ていて、これは絶滅危惧種ですよと  
いう感じで出てはいるのですが、どれが何なのかやはりわからない。そうすると  
ですね、守りようがないわけです。今、私が3年、4年ぐらい前ですかね、気づい  
たことがですね、例え話ですけど、風花苑の下にチヂ崎横の出っ張りの部分がある  
のですが、そこにウコンイソマツの群集があって、ウコンイソマツの場合は、船倉  
から品覇にかけてはほとんど海岸端にはあるのですが、人が行くところというの  
は、なかなか人も取らないわけですね。それをまた取って持って行って移植するの  
がすごい難しい植物なのですが、4年前ですかね、そのときに私が行って一番この  
ウコンイソマツのたくさんある群生地というかそういうのが、その1カ所も全部な  
くなっているんですね。というのは、あれは波をかぶっても枯れるような植物では  
ないのです。人が取ってなかったらなくなるはずもなく、沖縄あたりでは薬草と  
しても効能がすごいあるものですから、沖縄でも絶滅しそうな感じの絶滅危惧種な  
のです。だからそういう感じで、本当に大事にしていかなければいけないと思うん  
ですよ。それとか品覇のその一部にしかないミルスベリヒユという海浜地のところ  
に生える植物なのですが、これは陸地に生えなくて潮が来る、そういうところに  
生えない植物。これはその地区だけしかなくて、そうするとその海浜地にあっ  
て、その横は、最近また内地の方々に買われて、別荘用地になるのか、ホテル用地  
になるのかわかりませんが、その境目に希少な植物があるわけです。そうする  
と、それを表に出して希少な植物ですよというのがないと、その買われた方々が自  
分の庭みたいな感じで、それをもし伐採したとしたら、貴重な与論の財産が一気  
になくなるわけです。だから、そういうのがありますよということで示しておけば、

その用地の方々がそれは守らないといけないねとか、いろいろな感じで全然違ってくるんですね。その業者さんに交渉する場合でも、これは希少な植物ですよということになると、やはりその話には乗っていただけますし、こういうのをしないと駄目なんです。私たちも島の中で植物をほとんど知らない人が多いものですから、これが希少種だよと言っても誰もわからなくて、ビーバーでぼんぼん一緒に伐採してしまうという状況なのです。例を挙げればですね、この前10月11日に、南海日日に奄美市のところでワニグチモダマという植物があつて、前は徳之島が北限だったのですが、これが奄美大島にあるということで大変関係者の方々が喜んで、看板まで立てて守ろうとして、その作業する方々が全然その価値観に気づいてなくて、そばに看板が立っているのに、どれがその植物かわからないものだから、根っこからみんな切り取ってなくしてしまっているということでした。そしたら奄美市にとっては、自分たちが北限ではなくて、徳之島が北限になってしまうのです。そうすると、その全然価値が違っていくわけです。だから、そういう中では、例えば北限種が与論には結構あるんです。だから、それをやはり守っていかないと、もうなくなってしまってから後から植えてきたら、それは別の意味を持ちますのでですね、やはりそういうの調査をしてやっていかなければいけない。そういう感じにするためには、やはり調査をしてもらって、どこにどういう植物が生えているとか、そういうのがない限りはこれは難しいことだと思うのです。だからそれは本には載っているけど、調査をしてどこにあるのかというのは、やはりどうしても必要になってくると思います。それから、今度琴平神社が国の指定になりましたが、そこにいっぱいその植物が下の方に生えているんですね。そうすると、結局はその大きなアカギとかが異常的に増えてきて、その下にあつた小さな植物がほとんどなくなっていく。でも文化財として指定した以上は城跡がメインですので、その石垣とかを大事に見せていく必要もあると思うのですが、その中で伐採するためには植物の調査をして残していくものを見つけて、切ってもいいのは切って石垣も見せながら、城としての形を外観でも見せながら整備をしていく必要があると思うのです。そのためにはやはり予算化もして調査をして、何が残せるのか、何があるのかというのを調査を是非していただきたいと思うのです。教育長いかがですか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。言われるとおりですね、どうしてもあの城とかですね、そういったのを見せるためには、そういったのがない状態で、石垣を見せるのが何か効果があるような気がしていたのですが、今、吉田議員が言われるようにですね、そういった観点からも守っていかなければいけないという認識を新たにしたところでした。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） 答弁の中で、貴重な動植物の保全に係る取り組みを今後景観計画の内容にも盛り込む形で推進してまいりますと書いてありますが、与論町には、もうすでにその与論町自然保護条例というのがあるわけですね。ただ、さっき申し上げたように、大きな固有種がなかったり、天然記念的な植物的なのがなく、それをその区域設定をしたり、いろいろな保護区域を決めたりすることがなされてない条例はあるんですけど、何を規制といいますか、そういうのを全然してないわけですね。ところが、ここに景観計画の中に盛り込んでいきますと書いてありますが、自然保護条例があるんです。この自然を守るために保護するための条例があって、景観計画はその景観条例の後ろに付いてきて、それで特別なあれはできないけど、こういう感じで進めていきますと町の方針を謳うわけですね。そういう中で、ここに景観計画で盛り込んでいきますと言いますが、どういう感じの盛り込み方をしたら、その守るべきものの植物を守っていけるとお思いでしょうか、環境課長。

○議長（沖野一雄議員） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福徳君） 自然保護関係からいいますと、ちょっとその環境保全については、大きく二つの部類に分類されるのですが、1つはですね、自然環境保全保護に準じたその地区の保護の仕方と、あと林野庁が出している保護林の方の保護の仕方があります。両方の省庁に分かれてはいるのですが、両方とも基本的には自然に任せるというふうなことになっています。人為的にその希少動物を例えば捕獲してですね、飼育したりとか増殖させて、また帰すとかいうのではなく、その自然に任せると。ただ、その地区の環境保全を守るために、その地区を指定して守っていくというふうな方針があります。私どもの方は、その自然環境保護法の中の自然保護地域指定に当たると思っています。その与論町で、昭和46年に制定した自然保護条例はですね。それによればその地区は指定できるんですけど、先ほど吉田議員が申し上げたように、守るべきその特定種を発見というか把握していなかったために、指定はしていない現状で今日まで来ているというふうに認識しています。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） この答弁の内容に書かれている、国の自然環境保全法から考えていきますと、与論のさっき出ました与論の自然保護条例とはマッチしていくのですが、景観法の中で謳っていくこの景観基本計画、景観条例、それとはちょっとだけ離れていって、まず島にそういうのがちゃんと保護条例があるわけですね。上からいくと、今持っていくと大きな北海道みたいな大きな自然であれば、大きなこの植物が並んでいる、こういう大きな区画を区域として設定するとかです

ね、そういう感じになりますけど、与論の場合はそういうのがすごい難しいからこそ、守っていけない状態なんですね、大きなところがないから。だから小さな植物、与論にとってはもう少ししかないのに、これがなくなったらみんななくなりますよということの危機感の中で、この大きな問題ではなくてですね、やはり真剣に考えていく時期にもう来ていると思うのですね。だから、植物の話はそこにしまして、今度はいろいろな希少な生物が今、研究者とかから発表されたり、いろいろ報告を受けているのですが、こういう研究者の方々が見つけられてきた新種とか、いろいろなものがあるということなのですが、やはりその研究者の方々は今から学会での論文発表があったりですね、いろいろな感じで進めていく過程があると思います。その中で与論町としては、やはりその情報収集して、どうするのが今度出ていくのかということをしながらか、そういうのが発見された場所とかを何とか守っていくためにですね、やはりいろいろな決まり事をつくっていったり、そこには直接入ったら駄目ですよとか、そこから調査以外のことでいろいろな生物を取ったら駄目ですよというのですね、そういうやはり決まり事をつくっていかないと守っていけないわけですね。その研究所の先生の話によりますと、やはりその洞窟の中に罫をしかけている方がいらっしゃるとかですね、そういうのがやはりあるわけで、そういうのを含めて情報収集しながら、今後、すぐということではありません。その研究されている先生方が持っている情報というのはすごい多くて、今回我々もお聞きしまして、すごい与論にそういうのがあるんだということでも、全国的にも珍しいぐらいの見つかりようですね、そういうのも今後想定して、どうして守りながらこの与論島の魅力を出すような方法が必要と思うのです。そういうことで、どうかなくなったらいけませんので、さっきのことですけど、そういった法整備、また住民への周知もやはり図っていかないと、我々気づかないもんだから、その植物でも何でもないんですね。名前を知らなくて、希少種だと知らなかったら、もうピーバーで切って捨てたり、さっきも申し上げました、もう何でもありません。ところがやはり与論が北限ですよと、ましてはもうわずかしかなかったよという中で、我々がそれを気づかないで、ばんばんもうずっと今までどおりでやっていると、これは島の宝をなくしていくようなものですので、どうかそういうのも含めて調査をしていただいて、是非、取り組んでいただきたいなと思います。それについては以上です。

それでは、次の質問事項の3の文化財のことなのですが、この要旨の1、2をまとめて、ちょっと質問させていただきたいと思います。確かにですね、この菊さんが長年かけて一生懸命集めた民具、島にとってはですね、貴重な貴重な宝物なんですね。それを守っていくために、どうしてもやはり個人では難しい。ここにも書き

ましたが、結局台風とかでその収納庫がやられて、そこまで手が回らないと。あそこも前の台風のとくにほとんど壊滅状態になっていますので、その倉庫までは手が回らないということで、ずっと昔の生活用品とか、そういう民具類というのは、植物でしかつくってなかったり、貝を使ったり、木を使ったり、そういうのが多くて、雨に濡らすとほとんどもう駄目になっていくわけです。今回の報告がありましたように、1,094点あった中から353点をもう指定解除をして、形がなかったり、もう駄目になっているのでそうしたと、700点しか今ありません。せっかくそれだけ集めたその文化財がだんだんなくなっていく。そこでやはり町が関わって、この管理を一緒に持っていけないと、これもまた守っていけない。そしてまた、それぞれの史跡の中でもそうですけど、昔の人たちは信仰心があってですね、いろいろな感じで神社とか、それから史跡を守っていくことができたのですが、信仰心がなくなっていった子供の代になって、だんだんだんだんそのそれを守っていくのが難しくなるんです。そのためには、やはりいろいろな対策も考えながら、町としてはやはりいろいろな方策をちょっとやっていかないと、今の方言がなくなっていくのと一緒の感じでなくなっていくと。そういうことで是非、取り組んでいきたいと思うのです。法律的なものを、ちょっとだけ出させてもらいますが、文化財保護法で、政府及び地方公共団体の任務ということで、第3条、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」というふうに、政府と地方公共団体に対して任務として謳っていますね。それから、与論町の文化財保護条例の中では、報告及び調査ということで、第18条、「教育委員会は、必要があると認めるときは、与論町指定文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該町指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求め、又は所有者の同意を得てこれを調査することができる。」と、ありますけど、そういう感じでやはり与論町の文化財保護条例に謳っているとおりですね、やはり定期的な調査もしながら、この所有者に対して働き掛けをしないと、これはそちらの財産ですよという感覚ばかりでしていくと、結局、町は条例で文化財として指定をしながら、ちゃんとした関わりがないとどうしても守っていけないところもありますので、その点も踏まえて対策を是非お願いしたいと思います。教育長、時間もありませんけどいいですか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。自分も収蔵庫に行って、現状を見たときにですね、ああ、懐かしいなあというのもたくさんあったんですが、もう

ちょっと触れないような状態のものだったり、そしてまた、あるべきものがすでになくなっていたりという部分があってですね、調査に来られた大学の先生からも、非常に教育委員会は何しているんだということでお叱りをいただいたところです。これまでですね、任せっきりというか、もうちゃんとできているだろうなという感覚で見ていた部分もあったかと思しますので、今後はまた向こうのまた経営とかいろいろな管理も家族でやっている状況の中で、そこまでこう手が回らないような状態も認識していますし、また我々も担当だけではなくて、マンパワーも足りない中で、どうやってそれを守っていくかということは、今後また考えていかないといけない部分ですが、先ほどの中身もあったように、教育委員会としては、やはりそこを定期的にチェックをしながら、管理指導していく立場にありますので、また、所有者と連携を取りながら、少しでもまた1点でも多く、長く保存できるように管理指導をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。確かにですね、先ほど申し上げました、この生活用具とかそういうのは、植物とかそういうのでできている関係で劣化も激しくなって、だんだんだんだん少なくなる方向にあると思います。ところがせっかくある、今まで私たちの先祖が使ってきて生活に役立てたそういうものを、今は文化財としての指定なんですけど、生活用品なんです。これをやはり大人の我々もそうですけど、つくって使えるもの、そういうのがやはり継承していく必要があると思うのですね。そうすると、家に少しは飾って置いたりとかやっていると、あっ、こういうのがあったねとか、作り方もやはりみんなだんだん覚えていくわけです。それがなくなると、結局はもう文化財のままに倉庫で眠った形のが、あとは老朽化してなくなっていくだけの世界ですので、やはりいろいろなその施設や文化財の生活で使われた部分をもう一度やはり復元して、文化財にはできませんので、ちゃんとして人が触って見れるような感じのそういうのもつくりながら、それを町民の方々にも見てもらう。そしてそういうのがあったんだなという感じで、初めて見るの方々の方が多いと思うのですよ。貴重な財産ですけど、それをそのまま倉庫の中に眠らせてなくしていくのではなくて、つくれるものとか、そういうのはやはり何かの共同学習とかで子供たちとか、それでその中に父兄とか、また大人も入って、老人クラブも入って、一緒にその伝承をしていくという形は、非常に大事ではないかなと思うのです。そういう中で是非ですね、今、公民館に運んでいらっしやいますけど、いろいろその建物管理上の問題もありますが、定期的にそういう公開もして、その調整期間の中で公開もして、日にちを決めて町民の方々にも見てもらいたい。その代わりですね、所有者が民間ですので、町が預かっているのでは

なくて、その所有者が町に預かってもらっているという寄託的な感覚でないと、借りてきて展示をすると町は破産したときに、それは責任を負わなければいけないわけですね。それも保護条例の中で謳っているわけですので、そういった感じで、今は倉庫が駄目だから町が一時的に保管していますよ、調査のために保管していますよということで、これはあくまでちゃんとした取り決めをしながらしていただきたいと思います。もう一度、教育長お願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。今、一時的に公民館の方に保管していますが、本当、あのホールいっぱいですね、本当に壮大な感じで、これを子供たちが見たらきっと昔はこうだったとかですね、いろいろな学習に使えるなという思いがありました。もちろん、今後ですが、また安全性を確保しながらですね、そういったところで活用していけたらと思います。これはまた所有者があることでもありますし、また向こうサイドはそれをもとに入場料を取ったり、商売をしている部分もありますので、そことの兼ね合いもしながら、島民とか子供たちとか限定した形で何かできないかなということは、また今後検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございました。

これで、私の質問は終わりたいと思います。お昼前で5分前に終わる計画でしたが、ちょっと早めに終わってしまいました。皆さんの体を考えて早めに終わりましたので、すみません、これで終わります。

○議長（沖野一雄議員） これで3番、吉田勉議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のために暫時休憩します。午後は、午後1時30分から再開したいと思います。それまで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時28分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、9番、林敏治議員に発言を許します。

9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） それでは一般質問をいたしますが、午前中に浄水場の硬度低減化について、遠山議員から質問がありました。重複するかもしれませんが、お許しを願いたいと思います。また、後もっての質問事項については、さらに説明を加

えていきたいと考えています。よろしくお願ひいたします。

## 1 水道水の供給対策

- (1) 本町の古里浄水場は、地下水を浄水処理し水道水を供給していますが、以前から塩素と硬度の問題があり、飲み水としてあまり使用されていないと思われまふ。一方、家庭や飲食店においては給湯器、浄水器、軟水器などに石灰が詰まり、故障する等、日常生活に大きな支障を来しています。今後、水道水を飲み水として供給できるよう、どう対策を講じていくのか、見解を伺います。

## 2 水産業の振興対策

- (1) 先日、よろんじま海の駅が誕生し、観光地域振興の拠点として認定されました。今後、水産物の消費拡大や地域の賑わいを創出する取組も期待されます。そこで、水産業を持続的産業として発展させるため、離島漁業再生支援交付金事業を活用して、魚介類の種苗放流や藻場造成を行い水産資源の保全を図りながら、陸上繁殖漁業の研究開発や試験養殖など新しい事業に取り組んでいく考えはないか。

よろしくお願ひいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員の質問事項1の要旨1についてお答えをいたします。

本町の水道水は水道法上の水質基準を満たしており、飲用自体に問題はないため、水道水の飲料水としての使用は各使用者が御判断されることとなります。

塩素と硬度の問題につきまして、塩素は給水栓における水が残留塩素を0.1ミリグラムパーリットル以上保持するように塩素消毒するよう水道法施行規則に規定されており、本町の水道水の残留塩素は、令和6年度平均で0.27と令和5年度鹿児島県平均の0.29と比較してほぼ同じ数値であるため、塩素については問題ないものと判断しています。硬度については、水質基準の300ミリグラムパーリットルに対して本町の水道水の硬度は220程度であり、水質基準は満たすものの令和5年度全国平均の45と比較すると高い数値となっており、給湯器等が詰まり故障するなどの支障も出ています。

硬度については、電気透析装置などの硬度低減化設備による硬度の低減が有効ですが、古里浄水場は供用開始から約24年が経過し老朽化が進んでいるため、国庫補助事業を利用した新浄水場の整備に向け、現在、年次更新計画の策定を進めています。

質問事項2の要旨1についてお答えをいたします。

与論町の水産業の持続的発展のためには、限りある資源の有効活用と保護を同時

に進めていく必要があります。

これまでも離島漁業再生支援交付金を活用し、シラヒゲウニやヒオウギガイの稚貝放流や陸上養殖、スジアラの稚魚放流等を実施してまいりましたが、いずれの取り組みも稚魚・稚貝の確保が困難なことや、海水温管理の困難さや放流海域が磯焼けによる貧植生状態に陥るなどの要因により、現在は事業継続を断念している現状です。今後とも、現状の海洋環境に適合した魚種の選定等による資源回復効果の高い種苗放流を検討してまいります。

また、藻場の造成につきましては、離島漁業再生支援交付金やふるさと納税を活用し、テングハギ等捕食生物の駆除を実施していますが、鹿児島県水産技術開発センターにおいて保護柵設置により捕食生物から海藻を保護することで藻場が造成される技術も実証されているため、台風常襲地帯である本町の地理的特性や漁業者、マリン体験事業者等への影響も鑑み、与論町漁協等関係機関と協議し対策を検討してまいります。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 水道水の供給対策についてですが、本来ならば質問をしたいと思いますが、まず最初に具体的な説明を少しだけしてみたいと思います。棒読みになるかもしれませんが、お許しをください。

本町の水道水源は全て地下水に頼っており、水質はサンゴ礁等の石灰に由来する硬度の高いカルシウム、マグネシウム等不純物などが多く入っており、水質基準を超えていると思われます。水道水の硬度は300ミリグラム以下になるよう定められており、現在は、硬度210ミリグラムから230ミリグラムの数値で調整しているということです。また、水道水やプール水に含まれる残留塩素は、病害菌を殺菌、消毒する重要な役割を担っており、飲料としても健康に大きな被害、影響はないとされています。しかし、ごく微量であっても塩素はタンパク質にダメージを与える作用があるため、肌荒れや髪に影響を与える原因になることもあります。また、水道水の中の塩素は、食材などに含まれるビタミンCを破壊する作用があります。塩素の消毒過程で、水中の有機物と反応してトリハロメタンという副生成物ができると言われており、トリハロメタンの中には発がん性が疑われる物質も含まれており、長期的な摂取による健康への影響が懸念されています。日本の水道の消毒に塩素が使われるようになったのは1921年代、大正10年に当時の東京、大阪の水道で塩素による消毒が実施されており、昭和32年水道法で塩素による消毒が義務化されたようです。日本の残留塩素の目標額はリッター1ミリグラム以下を設定されており、WHO（世界保健機構）が定める残留塩素は0.1ミリグラムから0.4ミリグラムを確保するようになっています。また、近年ペットボトルミネラ

ルウォーターが普及して、今や水を買って飲むことは当たり前になりました。島外から与論に入る水の量は約500トン以上と聞いています。しかし、ペットボトルにはマイクロプラスチックなどの有害物質が含まれており、生物の体内に取り込まれることも懸念されています。本町においては、収集するペットボトルは約25トン以上、漂着物ペットボトルは約4トンで、分別するには約1320万円の経費がかかるとも言われています。将来、ペットボトルの減量化に努力していかなければならないと思います。私たちの体は約60%から70%が水分であり、たくさんの微生物が存在しています。体の中の微生物を整えることは、健康な身体をつくることにつながります。できるだけ安心・安全な良い水を供給していただきたいと思っています。ということですが、この答弁の内容を見ますと大体塩素は0.29ということで、0.4以下ということで、これは与論町の塩素は大丈夫だなというふうに考えます。そういったことも含めて、私個人で役場の水道水をちょっと試薬品で試験してみました。そういうことで、私がここに持ってきているこのコップの中に、塩素の度数を図るためにその試薬品を入れたものです。これがピンクになればなるほど塩素が入っているということです。そういったことを考えますと、ここに答弁されているのは、これは正しいものと判断いたします。そういうことで、塩素は体にはあまり影響されないのですが、これは長期間体の中に入れて、これはがんになりますよということです。なかなか水に関しては、一般の方々も私たちも認識されておりませんので、あえて塩素を取り出したわけです。それと、硬度の高い、いわゆるマグネシウム、あるいはカルシウムですね、これが高いということは石灰が多い。その石灰が多いということは、いろいろな機器に害を与えるということにもつながります。体の中にはその石灰はいいというふうにも言われていますが、やはり石灰ができれば出ないようなことを、ひとつ努力していただければいいなと思っていつも考えているところですので、水道課長、さらにもう一言、ひとつ今後の対策をお願いしたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 富永水道課長。

○水道課長（富永 淳君） 御質問ありがとうございます。まず硬度に関して、現在本町は電気透析装置により硬度を低減化しており、原水硬度380程度のものを220程度で今、水道水として供給させていただいています。現状、やはりその給湯器だったり、ウォシュレットだったり、そういったものが詰まって故障するというふうな声は聞いていますし、実際、この庁舎のウォシュレットも詰まって故障していますので、やはりそういったものはなくしてまいりたいというのが、水道課職員皆思っているところです。なので、今、新しい浄水場の建設を計画していますが、新しい浄水場では硬度が100ミリグラムパーリットル以下になるように、そういっ

た指標を定めて発注をかけたいというふうに思っています。100ミリグラムパーリットル以下というふうに決めた理由は、水質基準とは別で水質管理目標設定項目というのがありまして、そちらに関しては硬度が10ミリグラムパーリットルから100ミリグラムパーリットルというふうに定まっています。そこを参考にして新しい浄水場では100ミリグラムパーリットル以下になるように、そのような施設をつくりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 古里浄水場の更新は、令和13年度以降ということになっていますが、今年からあと何年ですかね、6年間はこれを大変なことになりはしないかなと思って今心配しているのですが、その対策は何かされていますか、この6カ年間、その更新するまでのですね。よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 富永水道課長。

○水道課長（富永 淳君） まずは、今、我々が浄水場の更新で検討している補助金が社会整備総合交付金、国交省管轄のものなのですが、その中で硬度浄水施設整備費というのがありまして、その採択基準の中で、施設開始後30年経過していなければならないというふうな規定があります。ただ、最近の国交省の解説の中で、その基準に当たらないのだったら、30年というところは該当しなくてもいいというふうな解説がありましたので、現在、本町の更新の場合に採択基準を満たすのかどうかというのを県を通じて、今、国に確認をしているところです。話している間に、ちょっと何を回答するかちょっとわからなくなってしまったのですが、一応、現在の状況としてはそういうふうになっています。すみません、以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 先日ですね、水道課の方からこの与論町海水淡水化施設、高度低減化施設の更新についてという要望書みたいなものをもらいました。その中に、確かに30年以上経過しないと更新ができない、何とか緩和をしてくれと、その30年よりちょっと前倒しして緩和をしてくれと、早めにその補助金が適用できないかというような内容で、一応もらってはいるのです。ですので、これもまたですね、もう2年前ぐらいかな、県の議員の方々又は職員の方々に、要望書という形で、私たちもまた取り上げてお願いをしているところですよ。それでもなおかつ、30年経過しないといけない、そしてまた耐用年数はもちろん30年で、令和13年度以降でないといけないというふうになっているのですが、町長、こういったのは少しは県庁とか、国の方にも是非要望していただければいいと思うのですが、今まではどうですか、今までそういったことはないですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員、御質問ありがとうございます。私が町長になってから、やはりそういう意見を聞くわけですね。では浄水場のはいつまでのあれか、おっしゃるように令和13年度までは使用期間中で、それを越してないと新しい事業の補助金が見つからないということで、今、沖永良部の知名町の方が硬度低減化施設、いわゆる新しい浄水場の建設に入って、今井町長に、与論も後先30年使用を待っているようではなくて、知名町を参考にしながらとっと思っいろいろしていきたいというのを伝えて、その経過の御指導をまた与論ができるように。今井町長が中央要望等を奄美群島でするときに、御意見を代表しておっしゃられるので、喜界島と与論と沖永良部島はほかの地域と違うんだと、サンゴ礁ができていて、もう最初からその石灰岩にして、普通の水のその浄水場の施設の考え方では困るという代弁をしていただいて、私が直接、県と国と浄水場のあれを交渉しているわけではありませんが、今、知名町がこうやって浄水場の施設を進めていますので、後を追って私達も参考にしながら、早急にですね、遠山議員への答弁の中でもありましたところで、年次更新計画策定業務というのを今委託していますので、いろいろなまた御意見しながら早急にその検討委員会を設けて、令和13年度の30年使用を待つて、それから考えるのではなくて、今、現在進行で富永課長と水道課で、また県にもこの議会通して質問がありましたので、関係者にお伺いして、国への陳情がそういう要望ができないかを検討してまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 令和13年度からしかできないわけですから、それまでに何とかこの残された6カ年間をいかにして町民に良い水を、おいしい水を供給できるかということを考えてときにですね、やはり町長のリーダーシップを発揮していただいて、さらに何回もやはり要請していく必要があるのではないかと思います。そういうこともあって、やはり水の認識をですね、水というのはあまり認識されていないんですよ、日本人の方々は。飲めるもんですから。でも、世界に行ったらもう水戦争ですね、水が飲めないものですから、相当水に関してはものすごく取り組んでいるんですよ。ですので、特に与論は石灰水であり、またその塩害もものすごく受けています。私の古里浄水場のああいう機材を見ると、みんなもう錆びていますよ、ほとんど塩害です。だからもう、少しはペンキでも塗り直してね、前々からいつも言っているのですが少しは補修して、その6カ年間待たずにですね、何とかできることは自分たちでやっていくという、そういうことも必要ではないかと思っいます。いかがですか、課長。

○議長（沖野一雄議員） 富永水道課長。

○水道課長（富永 淳君） 林議員がおっしゃるとおり、塩害による被害というのはや

はり強いと思っています。特に、今の浄水場だと濾過タンクが一番手前にありますので、その錆が目立つと思うのですが、一度、平成30年度にあればペンキを塗って防護したのですが、また錆びてきている状況ですので、こちらもまた予算計上などを行って、錆による被害がないように対策を継続したいと思っています。根本的には、やはり潮風が当たらないようにするというのは大事ですので、例えば今の浄水場ですと、中にある機械やポンプ類も錆びてきていますので、次、浄水場を建てるとしたら風除室を設けるなど、直接的に潮風が入ってこないような設計にすべきではないかなというふうに考えています。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） わかりました。私は、水道水と与論町の方が本当にどれだけ飲んでいるのかなと非常に疑問です。先ほどの遠山議員の質問に対しては、アンケート調査を取るという話がありました。そのあたりもですね、与論町の方々は水道水を飲んでいらっしゃるのか、そういうまた調査をしていただきたい。では何故飲まないのか、飲んでいる人と飲んでない人がいると思うのですよ。もちろん、ペットボトル、あるいはウォーターサーバーも付けて、いろいろ浄水器を付けている方もいらっしゃいますけどね。その水に対する認識というのを町民にも少しはそのアンケート調査で訴えていただいて、やはり、その水というのは一番大事なんですよね。体の中はもう大体60%、70%みんな水なんです。そういうことも考えたときに、こういう水飲みで病気が治るといふ本もあるんですよ。これはお医者さんが出している水飲み健康法という本です。だから水というのをよく考えていただいて、この水というのが一番重要なんですよ。そういうことも考えながらですね、この中には便秘に効くとか、高血圧、高血糖症、それから肌荒れ、心臓病、脳梗塞、心筋梗塞、便秘、下痢、肩こりというのがみんな書かれています。これはもうお医者さんが書かれているんですよ。それは何が一番水がいいかという、アルカリ性の水が一番いいと書かれているんです、アルカリ性の水。だから、是非ですね、何でも飲んでもいいかもしれませんが、飲めればですよ。ところが、やはり健康ということを考えたときには、酸性の水は飲まないようにしてください。できればアルカリ性。俗に言う鹿児島県では、あの温泉のですね、財宝、アルカリイオン水ですね、財宝温泉と言え、財宝。そこが一番何か鹿児島県では非常に体にはいいというふうになっています。それでこういう本も出ています。そういうことで、水にはですね、是非ひとつ皆さんも日頃からの健康をよく考えていただきたいと思えます。そういうことで、ひとつよろしくお願ひします。

それと教育長、ちょっとだけ聞きたいのですが、学校では子供たちは水道水を飲んでますか。いかがですか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 学校では、飲んでしていると認識していますが、そのほかに、夏場等であれば、自宅から給水用の自分のペットボトルを持ってきたりとか、あと中学校等ではサーバーがあつたりという部分もあるので、全てを水道水で飲んでいるというわけではないと思いますが、水道水は飲める水ということで飲んでいると認識しています。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 沖縄ではですね、ほとんど水筒ですよ、水筒。水筒に水を買って入れて持っていくんです。与論も、私は水筒をぶら下げて通学するのをよく見受けるんですよ。それで、やはり水道水を本当に子供たちが飲んでいるかなと思ってちょっと聞いたわけなのですが、どうですか、皆さん方は水道水を飲んでいらっしゃると思いますか。私は飲んだり飲まなかったり、あまり飲んでいません。まあいいですよ、別に答えなくても。ところで町長、町長室のウォーターサーバーがありますよね。あれは、町長だけが飲んでいるのですか。ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 私が町長になる前にですね、一応準備しておくのは、ハンコとかそういうのがいろいろ御指示されて、実は、自分の飲めるのは自分で何か水持ってきてくださいよみたいな。町長室に入ってこうすると、山元宗前町長が残したお茶とかいろいろなセットがあつて、うちの奥さんのさゆりさんがですね、だったら今小型のお湯も出る、冷やして水も出る、そういうのがあるから、そこはあれしてもう今からは女子職員にそのお茶を出してとか、ちょっとしたお客様が来たときにそうしたら駄目だよって、あんた自分自らしなさいよということで、まあ余裕があつて、お茶の時間ができる方には、自分でお茶を出したり、コーヒーを出したり職員とのいろいろ会合とかでも、お茶を出したりするのは自分でちゃんとして、自分用の飲料としてでもですけど、お客様の接待。おっしゃるように与論の水、1回水道水でやろうとしたら、石灰がその装置にたまるので、できれば市販の水を使ってくださいという指示受けています。一応、中で飲んでいる部分は、買って市販の水を飲んでいるという形になりますが、そういうことです。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） いやあ、町長は買った水は飲んではいけませんよ。現役の与論町の水道をやはり有収水量を上げるためにも、やはり与論町の水道を飲んでいただきたいなと思うのですね。それはそれとして、おいてください。できれば、これからやはり子供たちもですね、できれば本当に未来の子供たちもよく考えて水

も供給していかなきゃいけないなと思ってですよ。やはりいい水でないといけないんですよ、将来の子供たちのために考えることは、やはりそこなんです。今我々は適当に飲んではいるんですけど、そういうことで、できれば町長も水道水を飲んでいただいて、確かにお客様の接待もする必要があるので、そのあたりはひとつ、私としては理解しておきます。ありがとうございます。

それでは、次にいきます。次にですね、水産業の振興対策についてですが、水産業を持続的産業として発展させるため、離島漁業再生支援交付金事業を活用して、販路拡大や人材育成、藻場造成、サンゴ礁の造成、種苗放流などに今まで取り組みがなされました。ところが、この答弁を見ますと、今までにいろいろと試験もし、いろいろと研究もしたが、なかなかその成果が出てないということですよ。いわゆるその交付事業がもう全く活かされていない。もう1000万円以上ですよ、毎年。それがなかなか活かされていないということは、もうタダですよ。そういうことに関して、町長はどう思いますか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、林敏治議員から御指摘いただいたことは、私も痛感しています。実は、いろいろな稚貝とかを放流していたのを、ずっと何年も前から知っていますので、稚貝放流ではヤコウガイの方は成果が出ているのかと思いつつ、あとの貝に関しては、例えばシラヒゲウニとかも与論ではハチチですよ。島に来た当時は40年前ですが、何かその当時はボトルに詰めたのが漁協で競りで落とされて、その数年後にもう一切それは禁漁になってから、30年近くそれが復興されていないという。それは、そういう海の環境が元の状態になってないのか、そういうのは専門的な御意見もお伺い等しいと思いつつ、鹿児島県の水産技術センターがまたいろいろ御指導されると思いますので、そこら辺もあわせながら、またもう一度与論町漁業協同組合とも話し合いながら、また施策というか、そういうのをまた検討してまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） いろいろ環境の問題もありましてですね、やはりいろいろな試験栽培をいろいろやっているのですが、なかなか成果が出ないものですから、これはどうしたものかなと思って、もうその補助事業はみんなタダで、もう何も意味がないなと思いつつこう見ているんですけど。しかしながら、ある程度いろいろな藻場の保全とか種苗の放流、特に種苗の放流というのは一番重要ではないかと思いつつ。なぜかという、スジアラとかヤコウガイとか、そういった近いリーフの外側で燃料も使わず、すぐ行って獲れるわけですから、そういったのを増やして、イノーの魚を増やしていけばですね、私は非常にいいのではないかと思いつつ。今

はもう沖縄は大型船が遠洋漁業に行つて、燃料も使つてやつとソデイカとかを釣つてくるのですが、やはり小型船が行けるような、その小さな人たちが漁協に入っている組合員の方々が、すぐ行つて釣ってくれるような、獲ってくれるような、やはりそういった考え方も必要ではないかと思ひます。そういうことで、これからよく研究されて、種苗放流を是非積極的に進めていただきたい。そして私が一番この質問で聞きたかつたことは、陸上繁殖漁業あるいはまた試験養殖、いわゆる陸上で養殖ができないかということ、私は質問したわけなのですが、それについては何も答えていないものですからね。だから、今後いかにして安定的な漁協の収入とか、いろいろな健全な運用をしていくためには、やはり陸上養殖というのを取り入れていかなければいけないと思ひます。また、漁業集落も少なくなつていまして、漁業者もですよ。ただ、大型船だけ残つて、あとはもう、私も一応準組合に入っているのですが、1回も出していることないんですけどね、もう賦課金ばかり払つて損していますよ。そういうことですので、是非今後やはりその陸上養殖というものを新しい事業として取り入れて、研究開発してください。どうですかね、担当課長。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。

陸上養殖につきましては、陸上養殖の手前となります稚貝を、シラヒゲウニだったりヒオウギガイだったりというのを一旦漁協の施設の方で飼育をして、それから放流するところをこれまでしてきましたが、そこでの温度管理が非常に難しかったり、かつ、また出しても海洋の環境で成長しないということで断念したのが稚貝・稚魚放流になります。その稚魚の方のための陸上の方で、漁協でやるところで、なかなかうまくいっていないというのもあるので、そこの方がすごく今、陸上養殖については今すぐは難しいかなというのが漁協と話したところの現状です。今後どういうふうにできるかというのは、その離島漁業再生事業の中でどういうのが使えるかというのは、検討していかないとはいけません、現状すぐすぐそれに取りかかるかということ、今はちょっと難しいかなという状況です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 漁協の職員の中にですね、重久さんという方がいて、エビの養殖をしてもう彼はベテランなんです。そういう方ともよく語り合つて、話し合つていただきたい。そして今のまた鬼塚漁協長も非常に観光もだけでも、また漁業も好きでね、毎日何か海に行つているみたいですけど、そういう方々から意見を聞いてください。私はその組合長に聞いたらですね、ウナギができないのかなと。日本ではウナギが足りない、稚魚も少ないということで、ウナギをしたらどうかと

いうふうに私は聞いています。それは彼の提案でしょうけど。それとまた、石垣の漁協長をされていた元さんという方もいらっしゃるんですが、その方が与論にも何回か来られまして、何とか陸上養殖してくれと。それは何がいいですかと聞いたら、海ブドウが一番ですよと、海ブドウに勝るものはないということで、温度管理をやはり徹底すればできるのではないかというふうにおっしゃっていました。だからそういうこともですね、やはり与論特産品ということも考えて、この「よろんじま海の駅」が誕生したということもあるわけですからね。これは、何の海の駅かと僕はいつも考えているんですよ。というのは、ほかのいろいろな海の駅に行って、いろいろこう見るときに、与論の海の駅は何があるのかなと思って、漁協にも行ったりするのですが何もありません。ソデイカとアラがありますね、モズクですね、そういうのしかないんです。全くこれは特産品にならない、どこにもあるわけですから。ですので、それしか買えないですが、とにかく海の駅と言った以上はですね、これは是非もう少し漁協長にも町長からお願いして、何とかその加工場あるいは特産品を出せるような体制を整えていただいて、向こうに何か新しい女の人が入っていますよね、地域おこし協力隊。その方が何か加工のいろいろな発想で頑張っているかと聞いています。ですが、この「よろんじま海の駅」というのが誕生したということですから、そのあたりをもう少し説明してもらえませんか、町長。どういうことで海の駅というのを誕生させたんですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員、ありがとうございます。あの鬼塚漁協長も林議員と私の同級生で、彼の感覚から言えば、彼独自で動いたという感があります。彼の中にある構想がありましてですね、今現在ある漁協からコースタルリゾートとかけて、何かそこ一带を何か漁協中心に海の駅みたいな感じで、コースタルには常時何かマリンスポーツも楽しめるような、その砂浜にはパラソルもあるような、彼は漁協長でありながら観光の感覚をお持ちですね、メインとして大金久海岸がでしょうけど、やはり西海岸でもそういった構想があっているのではないかと鬼塚漁協長のそういう何か自分の中にある思いがあって、そういうのを九州の国土交通省に行って、彼が掛け合って、そういう許可、認定をもらったというところです。先ほどから陸上養殖の件もおっしゃっていますが、確かに今堀田産業課長からもあって、まずは何をやるかというのをちゃんと議論しながら、それに関わる技術をちゃんと提供して、やはり継続して、そういう研究をやるのであれば、さっきウナギも出ていましたけど、どういうことやるんだというのは、そこは県と綿密にちゃんとやるという方向性とちゃんとやる意識を持たせないで、そこには多分マンパワー、いわゆる技術者とかいろいろなスタッフが必要ですので、その体制が整えられな

れば、見かけだけで発進したら全部事業自体が中途半端になって、技術がそのまま伴わなければ事業そのものも中断していく可能性がありますので、そこは慎重にまた漁協長、そして県とも産業課と連携しながら、また進めてまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） こういう新しいチャレンジをするような、やはりいろいろな事業についてはですね、もうその人の力、結局はやる気があるかないか。それに対して取り組んでいくという強い信念がないと、こんなのはできませんよ。ですから担当課長、どうですかね。水産の担当者もいると思うのですよね。それでそのやる気を少し起こしてですよ、できれば、水産業も農業も林業もあわせて担当ですので、男の担当ですから、是非そういったことも考えて、やはり職員に喝を入れてやる気を起こさせる。もう私はこれがないと何もできないのではないかと考えています。ですので、今後ですね、やはり町長や課長のひとつやる気を持って、積極的にいろいろなことにチャレンジしていただきたい。そういうことを私は思っていますが、最後に課長どうですか。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） ありがとうございます。職員のやる気ももちろん、今常に満ち溢れているというふうに思っています。ただ、その新しい事業を始めるのと、またそれを続けていかないと新しいことを始める意味はないと思うので、先ほど町長からも答弁がありましたように、何を始めるかというのを関係機関ときちんと協議をして、では誰がこれを続けていくかという体制もきちんと整えながら、新しいことを見つけて、またそれがずっと持続可能にまた発展していけるような体制づくりと、やる気のモチベーションの引き上げというのは、職員とともに、また関係者とともにやってみようと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） ありがとうございます。漁協とよく連携を取り合って、ひとつ町長を中心にですね、また漁協長、そしてまた皆さん方のいろいろなアイデアを活かしながら、いろいろまたチャレンジをしながらですね、今後の取り組みを期待して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員の一般質問を終わります。

次は、8番、大田英勝議員に発言を許します。

8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 皆さん、こんにちは。去る11月23日に行われました第32回ヨロンマラソンは、前日のウェルカムパーティー、そして大会本番、完走パー

ティー、最後の花火打ち上げと、一日中、島中が盛り上がったすばらしい大会でありました。大会には、フルマラソン、ハーフマラソンにあわせて775人のランナーが出走いたしました。大変な暑さのため、リタイアも若干名ありましたが、総じて全てのランナーに満足をいただいた大会だったと思っています。来年の第33回大会も、今年以上にすばらしいものにできるようにみんなで一致協力して頑張ってみましょう。

それでは、令和7年第4回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

#### 1 児童・生徒の不登校の現状と対策について

- (1) 先日、県教育委員会の2024年度問題行動・不登校等調査結果の発表により、「県内不登校最多5,676人」との新聞報道があった。これは7年連続で最多を更新中とのことであるが、本町の不登校の現状はどうなっているのか。また、教育委員会や学校では、不登校の改善のためどのような取組をしているのか。

#### 2 いじめの現状と対策について

- (1) 県内のいじめ認知件数は820件増の1万1486件と、過去3番目に多い件数だったという。そこで、本町におけるいじめの現状はどうなっているのか。また、いじめ解消のためにどのような取組を行っているのか。

よろしくをお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 大田英勝議員、御質問ありがとうございます。質問事項1、要旨1についてお答えいたします。

本町での不登校数は、令和4年度が8人、令和5年度が9人、令和6年度が7人、令和7年度が10月末までで6人となっています。

教育委員会や学校での不登校対策について説明します。

1点目は、魅力ある学校づくりの推進です。児童生徒にとって「学校が楽しい、行きたい」という理由は、友だち、給食、好きな教科・行事等さまざまです。本町内の各学校では、仲間づくりのトレーニングや児童生徒が参画する行事、魅力ある図書室等学校環境を整備し、魅力ある学校づくりを進めています。特に与論中学校では、月に一度、昼休みに生徒が中心となってレクリエーションをして全校で交流する機会をつくり、学年間だけでなく縦割りの関わりを含めて良好な関係づくりが行われています。

2点目は、相談体制の充実です。担任だけでなく、臨床心理の専門性のあるスクールカウンセラーに相談できる体制を設けています。小学校が年6回、中学校が

年24回、スクールカウンセラーが訪問し、児童生徒の相談はもちろん教員への助言や研修などを実施し、児童生徒に寄り添った対応ができるようにしています。また、町では2人のスクールソーシャルワーカーに委託して、教育相談の機会を整えることや教職員と家庭訪問するなど、家庭と連携しながら不登校の解消に努めています。

3点目は、多様な学びの場の確保です。教室に入るのに抵抗のある児童生徒が図書室や保健室、相談室等の別室に登校し、個別で学んだり相談したり、スキルトレーニングをしたりできるよう各学校で個に応じた対応をしています。特に与論中学校では、スクールソーシャルワーカーが相談室に在中し、生徒からの相談を受けたり、自習等の監督を行ったりして困り感のある生徒と大きく関わっています。

このような取り組みを通して、不登校の改善に努めています。

続きまして、質問事項2の要旨2についてお答えいたします。

本町でのいじめ認知件数は令和4年度が125件、令和5年度が56件、令和6年度が68件、令和7年度が10月末までで75件となっています。件数が多いように感じられますが、いじめについては早期発見・早期解決を目指すため、各学校において毎月いじめのアンケート調査を実施し、軽微なものについても全て計上するようにしています。

本町のいじめ解消に向けた取り組みとしては、1点目に早期発見・早期解決の体制づくりです。各学校では、毎月いじめに関する調査を実施したり、適宜教育相談等を実施したりして、いじめの早期発見に努めています。いじめがあった場合は、担任だけでなく学校全体で問題を解決できるように組織的に対応しています。

2点目は、いじめを許さない学校づくりです。学校ではいじめ対策基本方針のもと、人権教育の推進や道徳教育の充実、仲間づくりのトレーニングなどさまざまな取り組みをしています。12月の人権週間では、人権標語の作成・掲示や人権集会の開催等を通じ、互いを敬う態度の育成を図っています。

3点目は、専門機関との連携です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制を整えています。また、スクールカウンセラーの協力のもと、SOSの出し方に関する教育、教職員のゲートキーパー研修などを実施しています。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 改めて確認ですが、不登校とはこういった状況を指すのか、不登校の定義について教えてください。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。不登校の定義については、何らかの

心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校をしないあるいは登校したくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的理由によるものは除くとされています。ですので、家庭の事情とか旅行とか、そういったものはでの欠席は省きますし、また30日ということですので、継続して30日という子もいるかもしれませんが、毎月3日ぐらい休んで年間30日というのも不登校になりますし、1学期30日休んで、2学期、3学期は元気に登校している児童生徒であっても、年間の不登校数には1という感じでカウントするということになっています。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） ありがとうございます。以前は、何か50日以上欠席を学校嫌いと言っていたようですが、平成10年度から名称を学校嫌いから不登校に変更し、日数も50日以上を30日以上ということに変更し、現在に至っているようです。本町の場合の不登校の理由としては、どういったものがあるのでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 今挙げた本年度であれば6人ということですが、小学生が2人、中学生が4人という数になるのですが、それぞれの細かい内容についてはここでは言えないですが、学校から上がってきている大きな分類としては、2人が無気力の傾向、4人が不安の傾向という形で上がってきています。大きな分類は学校での人間関係、それから遊び・非行の傾向化、それから無気力化、不安化、その他というその五つで調査をかけているのですが、今あったところは無気力が2、不安が4という形になっています。その不安の中には、学力不振であったりとか、進路に関する問題であるとか、仲間との不安であったり、また家庭による状況とさまざまな内容になっています。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 本町の認知件数、不登校の数は、全国の平均等と比べると比較的少ないですね。全国的には小学生は44人に1人ぐらい、それから中学生が15人に1人ぐらい、全体として26人に1人ぐらいとなっていますが、本町の場合は小学校が約300人ぐらいと、中学校が160人ちょっとぐらいかな、5月時点ですけど、2学期を超えて若干変動もあったかもしれませんが、それからすると全国で平均が26人に1人とすると、17.9ぐらいになるところ8人とか9人とかですから、大分少ない数字のようですね。1人もあってはならないんですけど、少ないということは少ないに越したことはないということで、皆さんの頑張りでそうなっているのではないかと思います。不登校になる原因ということで、ちょっと調べてみたら、いろいろなパターンがあるようですが、人間関係に関するものと

か、学校生活に関するものとか、本人自身の問題に関するものとか、家庭環境に関するものとか、大まかに分けるとそういったものがあるようで、それぞれにもまたいろいろなこまごまと分類があるようで、人間関係にしてもまた友人との関係性、部活などの先輩後輩との関係性、学校の先生との関係、SNSに関連するトラブルとか、いろいろなのがあっていろいろな状況でそういうことになっているようです。新聞報道によりますと、県内の不登校が小学校が前年度比146人増の1,756人、中学校が同じく196人増の3,158人、高校が100人減の762人、合計で242人増の5,676人。これが新聞の見出しになっていた数字です。これが7年連続で増え続けているということですね。全国に移した場合は、全国では35万3970人で、これまた過去最多を更新ということですよ。小学生が13万7704人、それから中学生が21万6266人、高校が6万7782人、あわせて42万1752人となっているようです。そして、新聞報道の中でも県教委は不登校の理由として、小学校、高校では生活リズムの不調が最も多いということで、中学校では学校生活に対してやる気が出ないと、こういったのが3割を超えているようです。不安・抑うつ等も、小中高で2割を超えているといます。県教育委員会の方では不登校が増え続ける理由として、新型コロナ禍以降の登校に対する意識の変化、こういったのが一番大きかったのではないかとということで、生活リズムの不調を抱える子供への指導、支援にも課題があったと指摘しているようですが、コロナ禍以降の登校に関する意識の変化というのは、本町においてもそういうような感じがあったのかどうか、どのようなものなのでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。はっきり申しまして、新型コロナの影響で、その後の不登校というか、学校に行かなくてもいいとか、行かさないとか、いろいろなそういう面での部分はですね、与論町以外のところでは多く見られます。ただ、私が与論に来てから鹿児島市内とかと比べたときに、そういった関係の部分というのは多分ないなと思っているところです。ですので、この増え方としても全国的には右肩上がりで上がっていますが、与論に関しては、昨年例えば不登校だったのが、本年度は7、8人がもう来れるようになったりとか、本年度でも1学期不登校だったのが、2学期以降は出れているとか。今、計上している中には2年、3年前からこういった傾向であるというような生徒が多く含まれています。そういった意味では、新しく不登校になるという児童生徒がいないという部分では、もちろん今不登校になっている子供たちを改善させないといけない面もありますが、増えてない要素としては新しいそういったものが増えていないということと、それから都会でいう新型コロナ以降のそういった意識の変化という分には、与論は

対応してないのではないかなと思っていますところす。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） ある専門家によりますと、不登校の一因として隠れ校則とも言われる学校生活の不条理なルールが子供を苦しめ、引き金の1つになっていると指摘をしています。このことについてはどのようにお考えなのか、教育長お願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 不登校の児童生徒、そしてまた傾向にある児童生徒とは、担任若しくは生徒指導であるとか、そういったのが細かく聞き取りをしながら、また人によっては他人には言いたくないという部分もありますので、そういった面ではスクールソーシャルワーカーであるとか、養護の先生であるとか、いろいろな自分が相談できる人に言ってもらう中で、もし、そういう学校のルール等でやはり来にくい、行きにくいという、例えば宿題を出さないと宿題が終わるまでは出せないといけないとかですね、何時までに来ないといけないとかという、もちろん校則等もあると思いますが、そういったところは相談の中で、その一人一人に応じた対応といたしますか、じゃあ昼からでいいよとか、それはじゃあ学校で宿題をやろうとかかですね、そういったその校則がもしネックになっているのであれば、そこを緩める形で相談しながら、その子に合った指導をしていただいているおかげで、来れるようになったりという児童生徒は多いと思います。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） この例に示されている隠れ校則の例というのがですね、何か授業開始3分前に着席して学習するとか、授業で必ず全員が挙手をする、必ず手を挙げるとか。それから点数化して学級間で競わせる、同級生に連帯責任を負わせる、宿題ノートは埋め尽くす、埋め方をポイント制で評価する、授業態度5点満点で毎日評価してオール5を目指して競わせる、給食の配膳時間を競う配りきり競争とか、こういったことがあるそうですが、大まかに私なんかが見てみると、何かやる気のある先生がもっともっと伸ばすために、もう頑張れ、何かをこうしてもっと伸ばしてあげようということにしか、私なんかの感覚では捉えられないようなことがやはり負担になっているという時代の流れなのかわかりませんが、全部とは言いませんが、ほとんどのものが本当に頑張る先生はやりそうな感じの項目なんですけど、これがやはり不登校の原因にもなり得るということで、時代は変わったんだなという具合に思います。ですからちょっとした、厳格にしないで何となくそうすればいいんでしょうけど、やはりまたそれが負担になってしまう子供もいるということで、もう子供たちも千差万別ということで、本当に気をつけないといけないなと

いうことであるようですね。それからですね、その不登校の児童生徒を持つ保護者にとって、学校への欠席連絡、「今日はお休みです、すみません」という連絡が非常に負担になっているという、電話に出た先生から、「またですか」というような口には出さないのだけど、そう言われているような気で、すごくこう連絡がしづらい、つらいという声もあるそうですが、そういうこともあって最近では欠席連絡をデジタル化して、メールでとかいろいろな形でしている学校も、もう半分近くになっているそうですが、本町の場合はそういった連絡方法はやはり電話でしょうか、また別の方法も取られているのでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。欠席の報告の仕方というのは、今あったように、今鹿児島なんかの方では、朝パソコンを開けたら欠席で、どういう理由でというのがもう出てくるようになってはいるのですが、そういった部分は人数が多かったりとかいった部分で導入してやっていますが、本町の場合は、今のところは電話で実際に連絡をしていると認識しています。ただ、そのあるように担任がちょっと苦手で、担任にはしたくないなという部分なんかもあると思うのですよね。そういった中には、何回休んでいるとどうしてかなというのがあるので、そこら辺をほかの先生なんか聞いて、大体は教頭先生が受けると思うのですが、この先生はちょっと苦手だとか、そういったところなんかも一人一人把握しながら受けている状況です。その欠席連絡において、やりにくいとか負担になっているという声は今のところ聞いてないところです。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 聞いてないとおっしゃいましたよね。聞いてなくても、ひょっとしたらそういうふうにしておられる保護者もいるかもしれないということで、できるだけ検討課題として、そういうメールとか何らかの形でできるような形も、本当は直接電話をすることも必要だと私も思うのですが、しよっちゅうになるとまたそういう場合もあるので、両方でも何とかなるような形、また、深刻な場合、いろいろな保護者の方から先生方に相談したいことがあるときは、もう必ず電話になるのでしょうか、その辺も両建てで、こっちの方でもいいですよみたいな感じでできるようなシステムも検討していただければありがたいと思います。

次に、いじめについて移りたいと思います。いじめについても、どのようなことをいじめというのか、いじめの定義についてまず初めに説明をお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） いじめの定義については、「当該児童との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通

じて行われるものも含む。) であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」というふうに定義されています。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 何か調べてみますと、いじめについての定義なんかも何回か変わっていて変遷があるようですが、昭和61年にもそれが定義されており、それからまた変更があって、平成6年度から、平成18年度からと変わってきていて、現在は平成18年度のがそのまま定義として残っているようです。新聞報道によるいじめの認知件数、小学校は前年度比387件増の7,902件、中学校が427件増の3,267件、高校が3件増の302件、特別支援が3件増で15件。県教委では、早い段階での認知が件数増につながったと分析しているようです。その中で、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態が4件増えて14件、自殺が1人増の3人だったということです。それから暴力行為も310件増で過去最多の702件、中学校が346件と半数近くを占めている。これが、県内の状況です。それから全国に目を移しますと、小学校が61万612件、中学校が13万5865件、高校が1万8891件、特別支援学校が3,654件、合計で76万9022件。重大事態が1,405件あって、そのうち490件は深刻な被害が生じるまでいじめとして把握できていなかったということのようです。学校が把握した小中高の自殺者も413人、その中で、いじめの問題での自殺が8人だったということです。これは鹿児島県又は全国の数字なのですが、こういった数字を見て教育長、どのような感想がありますか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。先ほど認知件数を言いました多いときには百何件とか、そして今七十何件とか言いましたが、昔のそのいじめという部分の認識と今とは全く変わっておりまして、今変遷がありました。今はですね、いじめられた本人が、精神的に心身的に物理的な苦痛を感じているかどうかというので判断される。ですので、自分が遊びのつもりでやった、悪ふざけでやった、遊びのつもりだったとしてやった行為であっても、相手がそれが嫌だったというふうに感じればいじめに当たると。ですので、いじめはそういう悪口であったりとか嫌なこと言われたり、遊びのふりをして叩いたり、ケンカをしたり、仲間はずれだったり、物を隠されたり、ネットで悪口を言われたりという、そういったいろいろな角度から軽微なものまでが、全ていじめとして捉えていると。ですので、認知件数が上がっていくと、だんだんそういうのが多くなっているようにも思えるのですが、逆に私たちは、認知件数の少ない学校に対しては本当にその件数かと、もっとちゃんと調べたらもっとあるのではないかというような認識です。ですので、上

がってきたもの全部解消させればいいわけであって、見て見ぬふりだったりとか、見ない、見なければ認知しないわけですよ。ですので、そういった意味では、担任であるとか先生たちのそういうスキルというのも上げないといけないし、学校としては、昔はいじめの件数を教育委員会に上げていくとなると、何で3件もあるのかとか、そういった形であったかもしれないのですが、今はその件数が少なければ、何で3つしかないのというような指導を逆にやっているところです。ですので、件数的には年度によって上がっていったり、また学校とか認知の仕方、スキルによって変わっていくのかなという思いがいたします。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） ただいま教育長が言われたような形の見解が、文科省でも見解としてあるようです。多い少ないではなくて、多いところは小さいのもうまくこう認知して取り上げているんだ、それから少ないところは、その辺がいい加減になってあまりちゃんと把握できていない、そういうこともあり得るということで、かえって少ないところを大丈夫かなというような捉え方をしているのが、文科省もそういう捉え方をしているというのがどこかに見た覚えがあります。ですから、とにかく小さいときに、ほぼ芽生えたときにぱっとこう一応件数を上げて、それをこうちゃんと解消をするということが一番大事だということであるようですので、そのようにまたいくら多くても結構だと思いますので、どんどんまたそれを摘んでいただいて、大きなことにならないようにしていただければ、もうそれが一番いいのではないかと思います。

それからですね、もう少し時間もありますので、私のあまり大したことないあれよりも、「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」というのがありましたので、少しだけ読んだりしながら共有できればと思います。

いじめ問題に関する基本的認識。いじめについては、「どの子供にも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要がある。

1番目に、「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快なことを毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは絶対に認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

2番目に、いじめられている子供の立場に立った親身の指導を行うこと。子供の悩みを親身になって受け止め、子供の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るとい

う危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとする  
ことは早計である。

3番目に、いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを有していること。いじめ  
の問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考  
え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な  
支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

4番目に、いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題で  
あること。個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進  
する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることのすばらしさ  
や喜びなどについて指導することが必要である。

5番目に、家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、  
一体となって真剣に取り組むことが必要であること。いじめの解決に向けて関係者  
の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取り組み  
も急務である。

これが、児童生徒の問題行動に関する調査研究会議で示された5項目です。その  
他いっぱいありますが、これも教育長先生の前では釈迦に説法ですので、取りあえ  
ずこの辺にしておいて、いずれにしても不登校もいじめもとにかくできれば1件た  
りとも許さない、1件たりともなくすというような目標を高く掲げながら、あれば  
あったでまたそれを適切に対処して、それをまた解消していく。それが一番大事だ  
と思いますので、今後とも教育委員会のすばらしい指導によって、与論の各小中  
高、すばらしい形でこの問題についても大きなことにならないうちに解消してい  
くように頑張っていたきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は、午後3時5分から再開します。

-----○-----

休憩 午後2時55分

再開 午後3時06分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1番、池田理恵議員に発言を許します。

1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

初めに、日頃より町政運営に御尽力いただいています町長はじめ執行部の皆様にお

かれましては、深く敬意を表します。本町におきましては、人口減少、少子高齢化の進行や地域コミュニティの変化など、複数の課題が重層的に存在していますが、その一方で、町民一人一人の力を活かし、未来を切り開く可能性も確かに広がっています。前回の一般質問では、地域全体で子供を守り育てる環境づくりをテーマに取り上げました。しかしながら、時間の制約もあり、十分に議論しきれなかった点や、さらに具体的に掘り下げて検討すべき課題が残っています。そこで今回は、前回の議論を踏まえつつ、多様性を認め合い、誰もが主役になれる与論町の未来という観点から、関連する論点をさらに深め、実効性のある施策や方向性について伺いたいと考えています。町民が年齢、家庭環境、障害の有無にかかわらず安心して暮らし、活躍できる地域社会の実現に向け、行政と地域が共に考えていきたい点について、早速ですが質問に入らせていただきます。

1 多様性を認め合い、誰もが主役になれる与論町の未来について

- (1) 本町では、子供の発達に関する相談が増えており、相談体制のわかりやすさや、学校・園・医療・福祉との連携の強化が求められています。また、特性の有無にかかわらず、すべての子供が共に学べるインクルーシブな環境づくりも重要となっています。そこで、発達支援の相談体制の現状と、インクルーシブ教育を推進するための町の方針について伺います。
- (2) 高齢化が進む本町では、高齢者が地域の中で役割を持ち、生きがいを感じながら活動できる場づくりも非常に重要です。そこで、高齢者の得意分野を活かした生きがい事業の新設・拡充、子供・若者・観光客などとの世代間交流の促進、読み聞かせ・手仕事指導・観光案内など、高齢者の活躍の場づくりについて、町の考えを伺います。
- (3) 与論町には、子ども、子育て世帯、高齢者、移住者、障がいのある方など、多様な町民が暮らしています。この多様性は町の大きな強みである一方で、時代の変化により、町民同士のつながりや理解が希薄になりつつある状況も見られます。そこで、多様な背景を持つ町民がお互いを理解し認め合えるよう、町としてどのように多様性の視点を施策へ反映し、町民に広げていく取り組みを進めていくのか伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 池田理恵議員、質問ありがとうございます。質問事項の1、要旨1についてお答えいたします。

本町では、年長児童を対象に6月と9月に特別支援に係るハンドブックを配布しています。その中に相談体制についての説明や計画を記載しています。具体的に

は、保健センター等と連携して、7月、9月、10月、1月に大島特別支援学校や大島児童相談所、こども総合療育センターなどの専門機関による相談の機会を設けています。また教育委員会に相談があった際には、個別相談の対応や子育て支援団体等からの依頼に基づき指導主事が進路等の事例を紹介する等、個別のニーズごとに対応を行っている状況です。

本町では、インクルーシブ教育の推進のため、各学校への特別教育支援員の配置やバリアフリー環境の整備等を通じ、交流・共同学習がスムーズに実施できるようにしています。

さらに、12月から特別支援学級だけでなく通常での支援を要する児童生徒の困り感にも対応するための教材や環境整備等に係る体制の準備を行っています。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 池田理恵議員、御質問ありがとうございます。質問事項1の要旨2についてお答えをいたします。

本町における高齢化の進行に伴い、支援を受ける側としてのみならず、高齢者の皆様が持つ経験や知識を活かしていただくことは、地域力の維持・向上において大変重要であると認識しています。

本町では、これまでも各集落の老人クラブ等が主体となって実施されているふれあいサロン活動や、体操教室等の健康づくり事業など、地域の中で高齢者が主体的に参加いただける機会の創出に努めてまいりました。

しかしながら、今後さらに高齢化が進む中で、高齢者が役割を持ち、生きがいを感じられる「活躍の場」の拡充は、引き続き本町の重要な課題であると考えています。

特に、長年培われた技術や島ならではの文化・伝統を若い世代へ継承していくことは、本町にとって大変意義深い取り組みであり、今年度、生活支援コーディネーターが発案した公民館キャラバンにおいては、多くの町民が来場するなど、多世代が自然に交流できる場となったところです。

また、世代間交流の促進につきましては、ふれあいサロン活動の中で児童発達支援センターや児童クラブの子供たちとの交流をはじめ、ぶちムッチャーづくりやしめ縄づくりなど、島の文化を次世代へ伝える取り組みが行われていることを認識しています。

今後におきましても、地域の中で高齢者が「誰かの役に立つ」、「地域に貢献できている」と実感できる場をさらに広げ、年齢を重ねても安心して活躍し続けられる地域づくりに取り組んでまいります。

質問事項1、要旨3についてお答えをいたします。

本町は、まちづくりの基本目標の1つに「多様な人々が共に創るまちづくり」を掲げており、多様化・高度化する社会情勢に対応していくために、住民と行政が情報を共有し、理解と信頼を深め、相互の連携や協力関係に基づく協働のまちづくりのより一層の推進に取り組むこととしています。

また、清水建設、鹿児島大学との三者連携協定において策定した与論島人づくり構想、通称、与論島アカデミー構想においても、0歳から100歳以上の全町民が、それぞれの年代に応じて積極的に地域づくりに参加し、地域課題の解決や人材の育成を図っていくこととしています。

本町の強みの1つは、一島一町の環境下で地域のさまざまな課題を町民が我が事として捉えやすいことだと思います。

地域課題に取り組むプロセスの中で、地域に話し合いと実践の文化を根づかせ、お互いを尊重し合いながら、誰もが主役になれるまちづくりに取り組んでまいります。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） 御答弁ありがとうございました。では、早速ではございますが、質問事項1、要旨1の再質問をさせていただきたいと思います。答弁でおっしゃっていたこちらのハンドブックですね。こちらの内容について教えてください。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。こちらにあるんですが、A4判で5ページにわたってカラー刷りで、これを6月に一旦年長の保護者に配って、また9月には担当の指導主事が説明を行っているという内容なのですが、子育てでの困り事はありませんかということで、どう接したらいいかという御家庭での接し方のヒントであるとか、相談機関はこんなところがありますよというところを具体的に示したり、町内ではこういうスタッフがありますよという特別支援教育に係る相談のスタッフ、それから学びの場として各小学校にはこんな支援学級がありますよとか、そういったところも一覧表にして提示したり、あと各連絡機関等の連絡先等を記載して、困り感のある保護者がこれを見て、第一歩はこれからこうスタートできるのかなというのをですね、本年度も年度ごとに改新して作成して配っているところで

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。今、年長のみ配るとおっしゃっていましたが、例えば就学前とか、それ以前に配るとか、そういったような何か御計画などはありますでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） この答弁を作成するに当たり、6月、9月という段階で、そしてまた年長という限りあるところだけに配っているなという認識がありましたので、中身は非常に精査されている内容でもあるので、年長だけではなくて、もしかしたら例えばその前であったりとか、小学校に入ってからであったりとか、いつの時期にこの保護者が手にする、目にする、そういう機会があった方がいいなと考えていますので、この配布の仕方については前向きにですね、いろいろな人が関われる、見れるような形にしてまいりたいなと思っているところです。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。おっしゃるとおりですね、やはりいっどこで困り感があるというか、保護者の情報というところが、いっどこで目に入ってくるかというところのそれぞれのタイミングがあるかと思しますので、やはり常に目に触れるというところは、すごく皆さんが意識していただくというところでは、非常に効果的なのではないかと考えています。保護者の皆様や現場の皆様からお聞きすることは、どこに相談していいかわからないというお困り事というのをやはり多く聞きます。その背景として考えられるのは、子供の困り感をうまく言語化できない、周囲に知られたくない、相談していい内容なのかを迷う、日々の小さな気づきがどの相談窓口につながっているのかがわかりづらいといった、相談者側の心理的ハードルや初期段階での迷いがあると考えられます。また、学校・園・医療・福祉の中では連携していても、家庭から見るとそれぞれで対応しており、相談の流れがわかりにくいという課題もあるそうです。

そこで伺います。相談の初期段階で何となく気になる、具体的に説明できないといった曖昧な状態でも気軽に相談できるよう、面接や観察、家庭訪問など伴走型で困り感を整理していく支援体制など、いろいろと取り組まれているかと思うのですが、どのように強化していくのか、また現在取り組んでいる内容などありましたら教えてください。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。去年から始めている自分の相談活動も含めてですね、あるいはどちらかというところと小中を対象にということで一応は謳ってはいますが、それ以外でもという形で、幼時期からもそういったもし相談等があれば、一緒になって考えてまいりたいなと思いますが、なかなか困り感のある保護者が第一歩を踏み出しにくいというところはあるかと思しますので、そういう窓口とか、そういったのも広く周知していく必要があるのかなと思っているところです。ですので、もし住民の皆さんが、こんなのがあればもっとやりやすいんだがな

というような声等があればですね、是非教育委員会に教えていただいて、こちらは去年もですね、ある団体の方が、こうやって支援学級の子供たちが高校に進学できないのではないかと、みんな不安を持っているんだけどというような話があって、いやいやそんなことはないよということで、そこにうちの指導主事がいて、その不安を和らげてすごく明るくなって進路が決定していったというところもあるので、非常に教育委員会としてはハードルは低いつもりでいるのですが、そういったところをまた議員の皆さん方もですね、何でもいいよ、行っておいでよという形で是非ハードルを下げていただければと思います。そして私たちも1人、2人で全部専門ではありませんので、専門機関とも連携を取ってやってまいりたいと思いますし、自分の経験上、できるだけこういう相談とか、そういう発見云々は早いほうがいいと思うんですね。ですので、そういった意味ではまた、こども園なんかとも連携を図りながら、早期に見通しができるような支援ができる体制がいいなと思っていますところでは。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。私自身もそのように努めてまいりたいと思います。

続いてですね、そのインクルーシブ教育の方についてまたお伺いしたいのですが、このインクルーシブ教育を推進するに当たり、学校としての支援体制など、どのように行われているかお教えてください。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。非常にまたこういった問題も最近というか大事になって、また先生方の意識も高まってきている段階ではないかなと思います。なかなかその教師任せというか、そこにいくと温度差がありますので、もちろん一生懸命学習して勉強している、研修している先生にとっては、そういう視点で授業を組み立てたり、児童生徒との関わりはできるかと思うのですが、そういった感覚がちょっと少ない先生なんかによると、また嫌な思いをしたりということが出てくる可能性があるのではないかなと思っています。今教育委員会としても、また学校の今の先生方の多忙化とかいろいろなことを考えたりしたときに、これ以上いろいろなをお願いしていくというのは、なかなか厳しい部分があるんですが。ただ、こういう特別支援に関わることであったり、インクルーシブ教育に関わることだったりというのは、今後どんどんまた必要になっていく分野ではないかなという思いがあるので、多分郡内でも初めてかもしれないんですが、こういう発達障害のポータルサイトとか、全国で発達支援教室などを運営しているLITALICO（リタリコ）というところがあって、そこで開発されたLITALICO

(リタリコ) というソフトがあるんですが、そういうソフトを町内の小中学校全児童生徒に対応できるように入れて、そこでいろいろな情報とかを入力してできるソフト等も先週、今週あたりですかね、そこらあたりから初めて、教育委員会から学校の方にですが、学校としては、一旦ちょっと練習でさせてみたのですが、非常に使いやすい、すごく便利だというようなことでありました。全体的なことからすると、先生方の業務的にも2割ほど負担が軽減されたというデータ等もあったので、是非導入したいなということで、本年度と来年度は一応試験的に無料でさせてもらうようになっているのですが、また令和9年度には予算化できたらなと思っているところです。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。そういったソフトを使うことで、現状を把握して情報共有がスムーズになることは大変重要であり、支援の抜け漏れを防ぐ大きな前進ではないかと受け止めています。相談の初期段階では、何となく気になる、うまく説明できないといった曖昧な不安を抱えるケースに加えて、そもそも気がつかないという、気がつかないまま日々を過ごされている御家庭も多いという声を現場から伺っています。今回導入されるソフトや支援体制により、子供の現状や関係機関の情報がより正確に、そして共有しやすくなることで、一人一人に応じた環境配慮がこれまで以上に充実し、インクルーシブ教育の推進強化につながるものと大いに期待しています。インクルーシブ教育とは、単に困らない環境を整えることだけではなく、その子が安心して学び、互いを理解し合えるために、本人、学校、家庭、福祉、地域が継続的に議論し、より良い環境を共につくっていくプロセスそのものが根幹であると考えます。子供を取り巻く大人たちがつながり、子供とともに理解し合いながら支援環境を育てていくことこそ、町として果たすべき大切な役割であると認識しています。以上、現場の声を踏まえ、今回のソフト導入ですね、こちら大きな一歩として支援の質がさらに向上していくよう、今後の取り組みの推進を重ねてお願い申し上げます。

続いて、質問事項1の要旨2の方に移らせていただきます。こちら健康長寿課長にちょっとお伺いしたいんですが、高齢者の方々の得意分野を活かした生きがい事業を介護予防、フレイル予防と連動させながら、小さな一歩からでも取り組んでいくこと、自立支援とかこういったのと一貫しながら包括的に取り組んでいくことが重要ではないかと思っておりますが、現状はいかがでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） 池田議員、御質問ありがとうございます。

先ほどの町長の答弁にもありましたが、公民館キャラバンを今年度から実施して

おりまして、5月に東区公民館、そして10月には叶公民館の方で開催しています。内容といたしましては、高齢者の手づくり作品販売、そして三線演奏など、いわば昔取った杵柄というかですね、高齢者の皆様が活躍できるような催しを開催しました。あと、昔の写真を通した語り合いというのをあわせて、多世代交流ができる貴重な取り組みであって、フレイル予防としても非常に効果が期待できるものだというふうに認識しています。やはり小さな活動であっても、継続により人とのつながりが生まれて、介護予防そして自立支援につながるということから、今後も希望のある公民館を巡回して行って、より多くの地域で高齢者の皆様が活躍できる場づくりというのを広げていければなというふうに考えています。また現在、高齢者福祉計画及び第10期の介護保険事業計画策定のもとになるアンケートを町民の皆様2,200人に実施しております、その結果の方も踏まえて、参考としながら取り組んでまいりたいというふうに考えています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。本当にまさしく支援される側から支援する側へと役割転換できる仕組みというのは、健康寿命の延伸にも大きく寄与し、高齢者の皆様が持つ経験や知恵は与論町の財産です。そこでもう一度、教育長の方にお伺いいたします。高齢者の皆様の得意分野として挙げられる、例えば昔遊びですね、何もないところから工夫し遊びを生み出すものであり、振り返ればゼロから1を生み出す想像力の源になる教育に、大きく影響していたと考えられます。そこで、与論町が取り組むゆんぬ学をこども園の世代まで広げ、その中に昔遊びや自然遊びを日常的に取り入れる仕組みがつくれないかと考えます。こうした活動に高齢者の皆様が関わることで、高齢者の皆様の生きがいつくり、子供たちの想像力を育む学び、多世代が交流する地域の場づくりをまたさらに広げていくといった効果が期待できるかと思えます。そこで、これらの取り組みを実現していくことは可能か、また、実施に当たって想定される課題などがもしありましたら、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。今、正式にはゆんぬ学はですね、小学校3年から行って、中学、高校のところまで行って、かなりいい成果を上げているところですが、そこに関しては本当に池田議員が言われるようにですね、遊びと同じように早い段階からがいいなと思っているんですね。なので、小学校1、2年の段階では、また生活科であったりとか、いろいろな教科の中で行われて可能かと思えますが、先ほどどこかでの答弁でもありましたけど、こども園とも連携を取りながら、どこも多分忙しいと思うのでパッケージとして、例えば与論でのそういう

得意な分野の人材がたくさんいらっしゃいますので、そういった人材を活用するという意味と、また小さい子供たちがゆんぬ学にぼんと3年から入るとか、小学校から入るというよりは、ちょっとこども園にも少し去年か一昨年やったことがあって、海の生き物なんかを触らせてみたりとか、そういったことで海への関心だったりとか、そういったものもできるのではないかなという思いがありますし、ただ、この小学校でのゆんぬ学なんかであれば、そのもう実数を決めて、何月何日に何時間こうだというようなことで計画が立てられるので実行できるのですが、そういったものがまだこども園等はないので、そしてまた新たにそういったものを、こども園はただでさえ忙しい中に準備して対応していくというのは大変だと思うので、そこら辺はまたゆんぬ学でのいろいろな人材を活用して、こども園等への派遣ではないですけど、何かそんな形で小さい頃からそういったのもゆんぬ学につながるような形で興味・関心を触れさせて高めていくと、また小学校に入ってから、あれ、何でこうなるんだろうという疑問がわいてきて、そこにまた探求していくというつながりになっていきそうな気がするので、教育委員会としての管轄は小学校、中学校ですが、私としては教育長という考えは0歳から18歳までは、高校卒業して島だちするまでは関わってまいりたいなと思っているので、ちょっとこども園の方が迷惑でなければですね、一緒になって、もし要望があれば、またいろいろなノウハウを提示して小さい段階から海洋教育、またゆんぬ学に触れていくというのは必要なことかなと思っているところです。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。私も親として子育てをする中で、やはり仕事に追われ、子供たちに一番自然遊びというのをさせてあげられなかった環境が今も後悔として残ってはいるところですので、そのようなふうを考えていただけるというのは、私としてはすごく嬉しく思うところではございますが、やはり現場には現場の都合がございますので、すみません、茶花こども園の園長先生、このような提案というか、実際にもし行ったとしてそれが可能なのか、若しくはまた課題などありましたら教えてください。

○議長（沖野一雄議員） 川北茶花こども園長。

○茶花こども園長（川北英代君） 御質問ありがとうございます。お答えします。

幼児教育において自然遊びや地域に受け継がれてきた伝承遊びは、子供の創造性や主体性、さらには身体機能を育む上で非常に重要な役割を果たすものと考えています。近年、子供たちを取り巻く環境が大きく変化して、物が溢れる現代においては、何もないところから新しい遊びを生み出す力や工夫する力というものが育ちにくくなっているように感じています。そのため、自然物に触れる体験や地域文化を

背景とした伝承遊びというものは、子供が主体的に考え、挑戦し、学んでいくための貴重な機会になると捉えています。本園では、園庭のガジュマルを中心に、砂場、土山、散歩先の環境などを活用し、日常の生活保育の中で自然遊びを積極的に取り入れています。先日、秋の遠足を赤崎公園で行いました。公園の方は親子で行き慣れているので、上さんクラスは行くよ、探検するよということで、反対の赤崎灯台に向けて歩いて行きました。その中で「ヤドカリ見つけた」とか「この穴の中にはカニいるのかな」だとか、「これ、恐竜の骨じゃない？」という子供のつぶやきや発見など、知的好奇心が溢れていました。安全管理を徹底した上での活動でしたが、このようなときにもっと人がいて見守れる体制が整っていれば、子供たちの活動の機会と幅が広がると思います。そして、高齢者との交流についても重要な機会と考えています。敬老の日には公民館訪問を行い、デイサービスでのクリスマス会にも参加し、交流や歌、踊りの披露をしました。こども園の方でも祖父母ふれあい会と誕生会、運動会、生活発表会への御案内など、高齢者と関わる機会を計画的に実施していますが、限られた時間、空間、人、その中で行うため、ゆんぬ学の海洋教育として協力いただけたら、伝承遊びなどそういったものも通して、子供の育ちのみならず、高齢者の皆様が自身の経験や知恵というものを活かして、生きがいを感じられる場づくりにもつながるのではないかというふうに感じています。こうした世代間交流の仕組みを保育の中に位置付けていくことについては、今後も関係機関と連携しながら可能性を探ってまいりたいと考えています。一方で、課題と感じている点としては、こども園に通う子供たちは免疫力が十分に発達しておらず、体調を崩しやすい傾向があります。活動に取り組む上で子供に移らないか、反対に高齢者に移してしまわないかというところが、自分の中では心配しているところです。地域人材の確保、安全管理体制の強化など継続的な体制構築に向けての課題もあるため、段階的に取り組みを整理しながら、実現可能な内容から進めていけたらいいなというふうに感じています。今後とも、幼児期にふさわしい自然体験や地域文化の継承を大切にし、伝承遊びの充実とともに、町全体で子供たちを育てる環境づくりを目指してまいります。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。すごく前向きというか、私も本当に同じように感じておりましたので、すごく嬉しく感じるところです。そこでまた先ほどおっしゃったとおり、重要な人材というところで高齢者の方々というところですが、先ほど言った、その支援される側からする側への転換というところで、また健康長寿課長の方にお尋ねしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） ありがとうございます。私の方からは、課題の観点からちょっとお伝えしたいなというふうに思っています。確かに先ほど教育長からもありましたように、本町には昔遊びだったり、あと自然の知恵などですね、ゆんぬの文化を伝えてくださる高齢者の方々というのは多くいらっしゃるというふうに思っていますが、やはりそういった知識とか経験をですね、教育現場の方につないで調整を行うコーディネーター、どちらもやはり忙しいというのをマッチングする仕組みというのがないなというふうに考えています。本町にはシルバー人材センターがなくて、人材派遣とかマッチングの仕組みというのがやはり整っていないということが課題かなというふうに感じています。こうした点から、コーディネーター的な役割を担う人材の確保というのが非常に重要で、この取り組みに関しては、また町内の関係課というのが1つではなくて、横断的にやはりつながって取り組んでいくということが重要ではないかなというふうに考えています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。このゆんぬ学をいろいろと調べさせていただいたときに、すごく本当に全国的にも稀なすばらしい取り組みというところで私は認識しています。その中で、やはり小学校の管理職の先生方にお尋ねしたときに一番問題になるのが、やはりそのつなげてくださる方がなかなかいらっしゃらなかったと、これまでですね、今のゆんぬ学がこの状態になるまでが。なので、やはり先生たちが自分たちでその案内状を出して、その人間関係がまずできていない中で、まず与論島になじんでいない中で、そこまで自分で事業とはまた別に動くというところが非常に負担をかけてしまって、なかなかこの地域との連携が進まなかったんですというのは、私もお聞きしています。そこで、やはりこのゆんぬ学で教育委員会の方が別で立ててくださったことで、その間のコーディネートを経験にすごく年々内容が高度で、その効果というのが今すごく表れているのではないかなと、これが非常に人材育成にもつながっておりまして、これをまたちょっと横断的に、やはりこの未満児にいかにかこの自然に触れさせるかというところが、これからの子たちの歩んでいく人生においてすごく大きな影響を与えるので、その中でどうしても高齢者の方々のお知恵が必要だなというのを、自分自身も、教育者としても、親としてもすごく感じるころでありましたので、そのすり合わせですね、もう本当に大きなことというよりは、本当に園長先生もおっしゃっていたとおり、できるところから、小さいところから、何かきっかけにつなげていけたら、またこの0歳から100歳までの学びというところにもつながるのではないかなというふうにして感じています。また引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。質問事項1の要旨3ですね。与

論町には、子供、子育て世帯、高齢者の方々、移住者の方々、障害のある方々など、本当に多様な背景を持つ方が暮らしています。こうした多様性そのものが与論町の大きな力であると感じています。しかし一方で、時代の変化の中で、世代間や地域間のつながりや相互理解が少しずつですが希薄に感じる部分もあります。今の質問で取り上げました、昔遊び、自然遊びを通した多世代交流というのは、多様な町民が関わり合うための1つの入り口になればと考えています。そこで、次にこうした多様な町民同士が理解し合い、認め合える地域づくりを進める上で、町としてどのように多様性の視点を施策に反映し、町民へ広げていくのかということで質問をさせていただいたのですが、特に与論町においてはですね、子育て支援の方に力を入れているということで、まずは子供の多様性のところからの目線をもう一度置いて、質問をさせていただきたいと思います。児童発達支援センター所長にお尋ねいたします。子供たち一人一人の特性を的確に捉え、その力を伸ばしながら地域とつなげていく取り組みをどのように進めておられるのでしょうか。あわせて、その中で見えてきた課題や今後の展望についてもお聞かせください。お願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 池田児童発達支援センター所長。

○児童発達支援センター所長（池田いつみ君） 御質問ありがとうございます。ほのぼのでは、保護者の方や関係機関との連携とあわせて、お子さんへの日々の支援を通して特性について捉えていくように努めているところです。特性は誰もが持つ個性であって、多方面から見ることによって見え方が異なるというものであるために、多様な環境調整や関わりを通して、どのような環境や関わりの中だとほのぼのので安心して過ごしやすいか、また、園や学校で過ごしやすいかという視点で特性について捉えるようにしています。安心の環境の中で過ごせると、子供たちは自分の持っている力をのびのびと発揮することができると思います。それで信頼できる家族、あと大人、それから仲間の存在があると、やってみたい、こうなりたいという力の伸びにもつながっているように思っています。ですので、環境調整や関わりが適切でなかった場合においては、利用児さんの不安や不適応行動の引き金になる場面もあります。ですので、このことからほのぼのだけではなく、園や学校、地域と一体となって個性を理解し、環境調整や関わり方の配慮について協力して取り組んでいくことが必要であり、また課題となっています地域とつなげていく取り組みとしましては、今年度の活動の例を挙げますと、学童さんとの交流、夏休みなどに学童さんの方に行って交流を行ったり、また老人クラブの方々との交流、それから職業見学ということで、今年度は役場と九電の方とプリシアの方に行かせていただいたのですが、そういったところで、どんな仕事をしているのかとか見学に行く機会を

つくったり、図書館とかの地域のイベントなどにも参加を行いました。活動として取り入れていくことで、地域の状態や状況に目を向けるきっかけになったように思います。支援者側にとっても、どうこの子供たちを地域へつなげていくか考える機会にもなっています。さまざまな個性を持った子供たちが、地域の中で暮らしやすくなるために、住みたいと思うこの与論で安心して暮らしていけるように、与論という地域に合った支援の連携体制というのがやはり必要であるなどというふうに感じているので、これからも地域が一体となって、個性や多様性の理解をどのように啓発していったらよいかなども、今後考えてまいりたいと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。御答弁の中にもありましたとおり、やはり安心して挑戦できる環境づくりというところが、どこの世代にとってもすごく大切な場づくりなのではないかなというふうにして感じました。与論町が将来にわたり活力を維持し、町民一人一人がここに住んでよかったと実感できる持続可能な地域社会を築くためには、多様な価値観や生き方を認め合い、その先にある共に支え合う地域文化を時代にあわせて再構築していくことが必要不可欠だと考えます。子供たちの育ちを支える教育福祉の充実、高齢者の方々の生活支援、移住者の方々や子育て世代の定住促進、障害の有無を超えた活躍の場づくりなど、幅広い政策分野の基盤になると考えています。その場づくりに欠かせないものの1つに、これまで中央公民館があったかと思います。しかしながら、老朽化により中央公民館が閉館いたしました。これまで中央公民館で担ってきた多様な活動が、現在は各自治公民館へと分散する形となりました。その結果、地域ごとの公民館を利用する機会が増え、人の流れが生まれ、地域に血が通ったように感じる、誰かの頑張りが見えて温かい気持ちになるといった町民の声も寄せられています。公民館は、町民同士がつながる地域コミュニティの中心であり、多世代の住民が集う非常に重要な拠点です。中央公民館の役割が各自治公民館へ分散された今だからこそ、それぞれの公民館が果たす役割の大きさを改めて実感しているところです。しかしながら、現在、公民館施設においても老朽化が進んでいるという課題もございます。今後、改修計画や方針など、もしございましたら教えてください。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

集落の自治公民館につきましては、町民生活課と生涯学習課の方で分けて、補修等の窓口としてはしていますが、総務企画課として全体的に総括して見ているのですが、各集落の公民館は建設されて大分年数が経ってきておりまして、ひさしからコンクリートが剥離してきたり、いろいろなことが出てきています。今後、それぞ

れの自治公民館の緊急度に応じて改修だとか大規模改修、若しくは建て替え、そういった事業をしていかないといけないかなということ認識しています。9集落の自治公民館をこれまでどおり順次建て替えていくのか、それからもうちょっとまとめた形で、規模を少し機能強化した形で集約していくのか、その辺も含めて今後の大きな検討課題かなというふうに感じておまして、大きな事業が年々計画されている中で、そういった公民館の建て替えのところも今後また計画に乗せてまいりたいなと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。各地域のコミュニティを強化し、多様な町民が安心して関わり合える地域づくりを進めていく上で、自治公民館が果たす役割はやはり非常に大きいものがあります。この中で、今、順次対応ということをお検討いただいているということでしたが、特にやはり声が上がっているところがトイレですね。設備が古いといった声も多く、こうした環境の不便さが高齢者の方々や障害のある方々の外出機会の減少につながっていると、お声をいただいています。地域での活動に参加したいという思いがあっても、トイレが心配で長く滞在できない、設備が整っていないと不安で外に出づらいついた心理的負担は大きく、コミュニティ参加のハードルになっているようです。与論町は年間を通して温暖で活動しやすい気候に恵まれ、海、畑、地域行事など、屋外での活動や多世代の自然な交流が生まれやすい地域特性を持っています。この利点を最大限に活かすためにも、自治公民館が安心して立ち寄れる地域拠点として機能することは欠かせません。だからこそ、公民館の水回りやトイレ環境の改善は、単なる施設整備ではなく、高齢者の方々の外出支援、障害のある方々の参加促進、子育て世帯や移住者が関わりやすい環境づくり、地域コミュニティの再生と多様性の受け皿づくりにつながる和論町全体の活力向上に寄与する政策であると考えています。加えて、公民館は地域の重要な防災拠点でもあります。簡易シャワーを付けるなど水回り環境が整備されることで、災害時の応急的な衛生確保、避難所の安心感向上、地域住民の滞在環境の改善など、防災・減災面でも大きな効果が期待されます。こうした設備面の充実、地域コミュニティの活性化だけではなく、災害に強いまちづくりにも寄与し、高齢者の方々、障害のある方々、子育て世代、移住者など、さまざまな町民の皆様が安心して参加しやすい環境を整えることにつながると考えています。防災対策推進事業なども検討の中に入れていただけたらいいのかなと思っていますが、また今後よろしくお願ひいたします。和論町には子供から高齢者まで、そしてさまざまな背景を持つ方々が暮らしています。その一人一人の存在が町に色を添え、和論の豊かさを形づくっていると私は日々感じています。だからこそ、本町の施策、

それぞれ多様性という視点を持ち、誰もが安心して自分らしく生きられる与論町を一步ずつ築いていきたいと考えています。多様性は違いではなく、島の未来を照らす宝です。そして、その宝をどう活かしていくかは行政だけでなく、町民一人一人の思いと行動、そして地域の力が重なり合うことで、初めて形になるものだと感じています。一方、多様性に関する課題は非常に複合的であり、子供、子育て、高齢者、障害、移住者支援など複数の課にまたがるが多くなっています。政治や行政の世界でも1つの課題が複数部署に関わることで責任の所在が曖昧になり、主体的な対応が進みにくい、いわゆる縦割りの弊害が指摘されています。この状況が続けば、本来必要な支援が途切れ、対応が抜け落ちる行政の溝が生まれてしまいます。これは、どこでもやはり懸念されていることと認識しています。だからこそ、本町においても各課の横断の情報共有、支援ルートの明確化、連携体制の強化、責任所在の明確化といった、横串を通す仕組みづくりが欠かせないと考えています。もちろん、すでにもう取り組まれていることもあるかとは思いますが、その積み重ねこそが、未来の与論島に確かな明かりを灯すものになるのではないかと信じています。

最後になりますが、町長より本町の未来への思いと多様性を大切にしたい地域づくりについて、御意見をいただければ幸いです。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 池田理恵議員、御質問本当にありがとうございました。質問事項で、多様性を認め合い、誰もが主役になれる与論町の未来についてということ、要旨1から要旨3まで。まさしくこれからの与論の未来ですね、島んちゅ同士で、島んちゅだけで島が持っていけるようだ、それはもうこれからは不可能ではないか。やはりいろいろな多様な人種というか、島外からも、県外からも、いろいろな国からも与論の場合は受け入れていく。そういったときにやはりいろいろな問題が起きてくると思います。今のところ、もう現状でそういう問題があるわけではないのですが、私が町長になってから、私はこども園から小学校、中学校、そして高校までと思ったのですが、中山教育長が0歳児からだと、生まれる前から、生まれてからというところで、先ほど海洋教育がゆんぬ学につながって、あれは町岡教育長時代ですかね、私も町岡教育長とライオンズクラブというところで支援して、最初は暗中模索でどういう方向に行くのか、海洋という言葉だけ聞くと、海のことなのか。そういうことではなくて、子供たちが島のそういう自分たちが持っている悩みとか課題を小学生なり、中学生なり、そして高校では仕上げで与論全体のゆんぬ学、それが東京大学を合格させる子供ができ、この前もまた英語で全国で2位になる子供、あれは海洋教育とかそういう一貫した支援で、そういう教育も一貫とし

たあれが効果が出てきているのかなと思っています。令和5年に清水建設と鹿児島大学と本町と協定を結んで、いわゆる与論島人づくり構想ですね、与論島アカデミー構想、答弁でも言いましたけど、0歳から100歳以上まで、全町民がそれぞれの年代に応じて、やはり積極的に自分事として、地域づくりに参画し、また地域課題を解決していこうというそういうのが多様性を認め合い、誰もが主役になれる島づくりではないかと思っています。また、池田理恵議員のいろいろアイデアだったり、そういう政策をまた活かしながら、どこかの課でやるということでもなくて連携をして、やる主体としてはどこかでしょうけど、また連携して広域にわたって島全体で取り組んでまいりたいと思いますので、また御指導、御協力をよろしくお願ひいたしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。やはり大事なのは共に導き出していくという、このプロセスではないかと考えています。丁寧に積み重ねて、今後とも共に取り組んでいく所存ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この後、議案審議に入りますが、5分間資料準備のために休憩したいと思います。午後4時5分から再開します。それまで暫時休憩です。

-----○-----

休憩 午後4時00分

再開 午後4時05分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第5 議案第80号 与論町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第5、議案第80号「与論町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第80号、与論町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の提案理由を申し上げます。

令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

(令和6年法律第47号)により、生後6カ月から満3歳未満で保育所などに通っていない子供を育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付として「こども誰でも通園制度」(児童福祉法において「乳児等通園支援事業」として規定)が創設されました。

この制度が、令和8年4月1日から給付化されることに伴い、条例を定めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長(沖野一雄議員) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第80号は、総務厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、総務厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第81号 令和7年度与論町一般会計補正予算(第6号)

○議長(沖野一雄議員) 日程第6、議案第81号「令和7年度与論町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(田畑克夫君) 議案第81号、令和7年度与論町一般会計補正予算(第6号)について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、地方消費税交付金2711万3000円、ヨロン島サンゴ礁基金繰入金3260万円などを追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、ふるさと納税推進費3260万円、老人福祉費1882万9000円、障害者福祉費3082万3000円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億2069万2000円を追加し、一般会計予算総額62億965万5000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 19ページの環境対策費のところ、使用料及び賃借料の公用車のリースというのがありますが、これは役場の場合、いわゆる一般的に言う車のリースという捉え方ですか。買い取りではなくてリースという捉え方かということです。

○議長（沖野一雄議員） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 一般で言うリース、5年とか6年のリース契約に当たります。通年は、事業とかあったときに事務費等で購入していたりしていましたが、今年度は比較検討した結果、このリースの方が車検代とかそういったのを含めての安い価格を提示されましたので、今年度初めて導入することにしました。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） これは環境課の車1台に関するのではなくて、やはり今の説明を聞きますと、全般的に購入をするよりはリースの方が格安になると、財政的に有利性が高いという内容でございましたが、そうになると、当然新たに今度新車を買入れる、そういうふうな機会がこれからもあるわけですが、これについては、やはりリースの方が利得が高い、利便性が高いということだったら、今の環境課長の試算した内容に基づいて、やはり役場全体の今後の公用車のあり方については、検討すべきではないかなと思うのですが、総務企画課長はどうですか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

公用車のリースにつきましては、それぞれの所属の課でリースにするか、買い取りにするかというところで判断をしてきているところですが、全部を公用車としてリースするという、その車にもよりますので、軽トラックとか軽自動車、普通乗用車、ダンプとかいろいろあるわけですが、そういったところはまたケースバイケースで、リースがいいのか、買い取りがいいのかというのを見極めながらしている状況です。買い取りにする場合は、初期の費用がやはりもう200万円近くかかるというところで、この初期費用を抑えるという意味でリースがいいのかというところで、今分かれて判断してきているわけですが、全体的に統一するということは、なかなかちょっと今のところは考えておりませんが、その使う車、それから利用の仕方、そういったことに応じて適切に判断してまいりたいと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） やはり今の環境課長の説明では、リースにしたほうがこれは得があるという見立てですので、それは非常に重要なポイントではないかと思うのですよ。ですから、この車を入れるときにはそういったリースがいいのか、買い取りがいいのかという見積もり、試算を付けて、検討してするような方法を取るか、やはり今後は政策的にこちらの方がいいのではないかという、やはりそういうのはある程度は統一しておかないと、ガイドラインをしておかないと、各課ばらばらでは、これはちょっとおかしなことになるのではないかと思いますので、今後検討していただきたいと思います。

それから、23ページのこれは建設課の所管になるのですが、与論港待合所管理費ということで修繕料が上がっているのですけど、この修繕料を直接質疑するわけではなくて、茶花の江ヶ島のところの従来待合所と言われていましたけど、あれがちょっとやはりコンクリート剥離とかがございまして、これは県の施設ですけど、これの改修の見通しをちょっと裾分課長がわかる範囲内でちょっと説明をしてください。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

もう結構前から使用中止だの爆裂があったりして危ない状況で、ちょっとこれはもう人に危害を与えるということで、県と相談をしまして、一応閉鎖しています。また毎年ですね、一応口頭ではありますが、また建設課長それとあと沖永良部の総務とかですね、その辺ともどうにか早く補修をしていただけないかなというところも要望はしていますが、またそのやり方によっては、そんなに県が考えているほどお金はかからないのではないのですかという提案も、一応今のところはしていますが、県の方針として、やはり補修というのはなかなか予算が付きづらい、だからその次にあそこを使って何かをするということに対しては予算は付けるけれど、維持補修というのにはなかなか予算が付きづらいという回答の方も得られています。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） やはりですね、雨天のときとか、あるいはまた日差しが強いときとか、結構、学童あるいはPTAの利用にも寄与されるケースがあると思うのですよ。ですから、これはやはりある程度声をちょっと強めて、町長の方からこれは必要だからということでお願いをするほうがいいと思いますよね。ずっとあのまま中途半端の状態で、立ち入り禁止だけにしておくというのは、施設の適正な維持管理の上からも、補助金の適正化の上からもやはり問題があるので、修繕をすべきところは修繕をして、建て直すのだったら建て直す、そこまではちょっといかなく

てもいいでしょうが、トイレの場合はどうにか使っていますが、やはりがたがたもあるし、一般市民はあまり使わないかもしれないですけど、やはり学童とかPTAとか、そういう行事の関連の延長とかでは結構使うのが考えられるんですよ。ですからそこは、何とかこの声をちょっと強くしてですね、要望していただきたいなと思いますので、町長の方でお願いしたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員、今の御指摘ありがとうございます。今、裾分課長からもありましたが、私の方でも再度そういう意見があったということで要望してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） 1点だけ教えていただきたいと思いますが、歳出の23ページ、土木費の1款、町単独改良事業費で、町道揚久保線の改良を減額していますが、ちょっと理由を教えてくださいませんか。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

町道揚久保線は、一応測量設計まで終わっています。用地買収もほとんど終わっていますが、今、辺地債の方で申請をしていたのですが、辺地債の方がなかなか付きづらくて、ちょっと単独で2000万円というのは出せないの、辺地債の方がまた通りましたら、また引き続きやっっていこうかなと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） 理由はわかりましたが、地元としては大変期待して待ちわびていますので、早期の着工をお願いいたします。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 24ページ、朝戸住宅基本・実施設計が計上されていますが、今後の事業の見通しというか、いつ頃からどうしてこうしてをちょっと説明をお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） ありがとうございます。朝戸住宅基本・実施設計、実はですね、与論小の後ろの方に用地を購入いたしまして造成をして、今のところ1棟2戸の4棟8戸を計画をしています。この補正で350万円組んだのは、令和7年5月1日から盛土規制法という法律ができて、特に与論小学校を造成するのに平坦にするのに大体1.5メートルぐらいしか段差ができないのですが、それでも小

学校の近くということで規制法にかかるということで、その新しい規制法をまたほかの委託業者の方に再委託していただくような感じでやっています。一応、今年度繰り越しを考えてはいるのですが、また来年度住宅整備基金を利用しまして、まず最初に造成を行いたいと思います。あと基金がですね、また残りがあつたら1棟2戸、それをまた全部整備していく、3年ぐらいかけてどうにかできないかなと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第81号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第81号、令和7年度与論町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号、令和7年度与論町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第82号 令和7年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第7、議案第82号「令和7年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第82号、令和7年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、国民健康保険税 8 万 3 0 0 0 円を減額しています。

歳出の主なものとしましては、諸支出金特定健康診査等負担金償還金 4 3 万 8 0 0 0 円を追加し、総務費一般管理費 6 3 万 3 0 0 0 円を減額しています。

歳入歳出それぞれ 8 万 3 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 5 4 3 2 万 1 0 0 0 円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 8 2 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 2 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 2 号、令和 7 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 2 号、令和 7 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 8 3 号 令和 7 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第 8、議案第 8 3 号「令和 7 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第83号、令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、介護給付費負担金を421万5000円追加しています。

歳出の主なものとしまして、地域密着型介護サービス給付費を2085万7000円追加しています。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1227万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5936万1000円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第83号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第83号、令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号、令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第84号 令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第9、議案第84号「令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第84号、令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金17万8000円を追加しています。

歳出では、健康保持増進事業費17万8000円を追加しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8724万2000円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 7ページの今議案の説明がありましたが、この健康保持増進事業の委託料14万3000円、これはどのような形で執行されるのでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） 御質問ありがとうございます。こちらは集団健診ではなくて、個別に病院の方で、医療機関の方で受ける個別検診の分となっています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第84号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第84号、令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号、令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与論町一般会計補正予算(第5号))

○議長(沖野一雄議員) 日程第10、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与論町一般会計補正予算(第5号))」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(田畑克夫君) 承認第7号、専決処分の承認を求めると(令和7年度与論町一般会計補正予算(第5号))について提案理由を申し上げます。

物価高騰対策緊急支援給付金に係る事業経費等を令和7年度与論町一般会計補正予算(第5号)として専決処分いたしました。

歳入におきましては、重点支援地方創生臨時交付金268万円を追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、物価高騰対策緊急支援給付金268万円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ268万円を追加し、一般会計予算総額60億8896万3000円となっています。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番(高田豊繁議員) この7ページの扶助費の200万円の定額減税一体支援枠ですね、これはどのような形で執行される予定でしょうか。内容をちょっとお伺いします。

○議長(沖野一雄議員) 龍野総務企画課長。

○総務企画課長(龍野勝志君) お答えいたします。

この定額給付金ですが、定額減税一体支援枠ということで、定額給付金は最初、令和6年度に令和5年度の所得を参考にして定額の給付をしたわけですが、その令和6年度の所得が固まった今年度、その額がはっきりしてまいりましたので、その中でその給付が令和6年度所得が低くて、そこから差し引くことができない方とか、そういった方が令和7年度に人数、額が固まってまいりましたので、その方々への最終的な調整の給付ということで、早急に給付する必要があるために専決の処分としています。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度与論町一般会計補正予算（第5号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度与論町一般会計補正予算（第5号））は、承認されました。

-----○-----

日程第11 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（沖健誠）

○議長（沖野一雄議員） 日程第11、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について提案

理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、永野展秀氏の後任として新たに沖健誠氏を当委員会の委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第12 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（田畑剛俊）

○議長（沖野一雄議員） 日程第12、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う当委員会の委員選任について、田畑剛俊氏を引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第13 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（林直美）

○議長（沖野一雄議員） 日程第13、同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う当委員会の委員選任について、林直美氏を引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、12月12日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くこととします。

定刻まで御参集を願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後4時41分

# 令和7年第4回与論町議会定例会

第 2 日

令和7年12月12日

令和7年第4回与論町議会定例会会議録  
令和7年12月12日（金曜日）午後2時59分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

- 第1 議案第80号 与論町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第2 議案第85号 子ども第三の居場所整備事業建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結について
- 第3 議案第86号 奄美群島流通効率化事業 与論町冷凍・冷蔵輸送環境整備事業に係る物品売買変更契約の締結について
- 第4 陳情第 2号 ゴミステーション収集ルール拡充に関する陳情書の取下げの件
- 第5 請願第 1号 与論町血液供給体制に関する請願（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第6 陳情第 7号 令和8年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第7 陳情第 8号 商工会に対する令和8年度補助金等に関する要望書（環境経済建設常任委員長報告）
- 第8 陳情第 9号 学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第9 発議第 4号 与論町血液供給体制に関する意見書（高田豊繁議員ほか2人提出）
- 第10 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長）
- 第11 議員派遣の件
- 第12 閉会中の継続審査・調査について  
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 池田理恵議員 | 2番 川内恵司議員 |
| 3番 吉田勉議員  | 4番 吉田剛議員  |
| 5番 原栄徳議員  | 6番 遠山勝也議員 |
| 7番 高田豊繁議員 | 8番 大田英勝議員 |

9番 林 敏 治 議員

10番 沖 野 一 雄 議員

3 欠席議員 (0人)

欠員 (0人)

4 地方自治法第121条による出席者 (20人)

町 長	田 畑 克 夫 君	副 町 長	山 下 哲 博 君
教 育 長	中 山 義 和 君	総務企画課長	龍 野 勝 志 君
会計管理者兼会計課長	柳 田 庫 呂 君	税 務 課 長	坂 元 守 君
こども未来課長	光 俊 樹 君	町民生活課長	山 下 高 明 君
健康長寿課長	山 下 真 紀 君	産 業 課 長	堀 田 哲 也 君
耕 地 課 長	喜 村 一 隆 君	商工観光課長	麓 誘 市 郎 君
建 設 課 長	裾 分 望 嗣 君	水 道 課 長	富 永 淳 君
環 境 課 長	大 馬 福 徳 君	教育委員会事務局長兼学務課長	竹 村 栄 作 君
生涯学習課長	松 村 誠 司 君	与論こども園長	吉 田 朋 子 君
茶花こども園長	川 北 英 代 君	児童発達支援センター所長	池 田 いつみ 君

5 議会事務局職員出席者 (2人)

事 務 局 長	林 健 太 郎 君	書 記	谷 山 智 美 君
---------	-----------	-----	-----------

開議 午後2時59分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第80号 与論町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、議案第80号「与論町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） それでは、委員長報告を行います。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました「議案第80号、与論町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月9日火曜日午前9時から全委員が出席し、所管課であるこども未来課光課長、福永補佐の出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

審査において、本条例は、こども誰でも通園制度を実施するために基本的な施設整備及び運営基準に関するものであることを確認しました。その後、既存の一時預かり制度とこども誰でも通園制度の違いについて質問をしました。一時預かり制度が保護者都合、例えば旅行などで与論に来た方がダイビング利用の際、お子さんを預けるために利用するのに対し、こども誰でも通園制度は、現在園に通っていないお子さんたちでも家庭だけでは得られない経験を、こども園で他の子供たちと触れ合い、先生たちの見守りを通して成長できるよう応援する制度である旨、説明を受けました。

その後、利用定員や預かり料、1日当たりの利用時間など、利用に関しての具体的な内容については、今後3月議会にて関係条例の制定を目指すとのことであり、当委員会としても保育現場とのしっかりしたすり合わせをお願いしました。

その後、採決を行い、本案は子育て支援に資する重要な取り組みであるとの認識により、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第80号、与論町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第80号、与論町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第80号、与論町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、委員長報告のとおり原案可決されました。

-----○-----

## 日程第2 議案第85号 子ども第三の居場所整備事業建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結について

○議長（沖野一雄議員） 日程第2、議案第85号「子ども第三の居場所整備事業建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第85号の提案理由を申し上げる前に、一言御礼を申し上げたいと思います。

本日10時より、与論島製糖工場の安全祈願と開所式に当たり、環境経済建設常任委員長の原栄徳議員と沖野一雄議長には、お忙しい中御出席いただきまして、この場をお借りいたしまして厚く感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

では、議案第85号、子ども第三の居場所整備事業建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結について提案理由を申し上げます。

子ども第三の居場所整備事業建築工事について、工事請負者、株式会社浦口建設、代表取締役浦口昭和と建設工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第18号）第2条に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第85号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第85号、子ども第三の居場所整備事業建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号、子ども第三の居場所整備事業建築工事に係る建設工事請負変更契約の締結については、可決されました。

-----○-----

**日程第3 議案第86号 奄美群島流通効率化事業 与論町冷凍・冷蔵輸送環境整備事業に係る物品売買変更契約の締結について**

○議長（沖野一雄議員） 日程第3、議案第86号「奄美群島流通効率化事業 与論町冷凍・冷蔵輸送環境整備事業に係る物品売買変更契約の締結について」を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第86号、奄美群島流通効率化事業 与論町冷凍・冷蔵輸送環境整備事業に係る物品売買変更契約の締結について提案理由を申し上げます。

奄美群島流通効率化事業 与論町冷凍・冷蔵輸送環境整備事業に係る物品購入に

ついて、株式会社ジャカコン西日本鹿児島支店、代表取締役木尾昌睦と物品売買変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第18号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第86号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第86号、奄美群島流通効率化事業 与論町冷凍・冷蔵輸送環境整備事業に係る物品売買変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号、奄美群島流通効率化事業 与論町冷凍・冷蔵輸送環境整備事業に係る物品売買変更契約の締結については、可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 陳情第2号 ゴミステーション収集ルール拡充に関する陳情書の取下げの件

○議長（沖野一雄議員） 日程第4、陳情第2号「ゴミステーション収集ルール拡充に関する陳情書の取下げの件」を議題とします。

お諮りします。

陳情第2号、ゴミステーション収集ルール拡充に関する陳情書について、陳情者

から取り下げたいとの申出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、ゴミステーション収集ルール拡充に関する陳情書の取下げの件を許可することに決定しました。

-----○-----

日程第5 請願第1号 与論町血液供給体制に関する請願（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（沖野一雄議員） 日程第5、請願第1号「与論町血液供給体制に関する請願」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 委員長報告を行います。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました「請願第1号、与論町血液供給体制に関する請願」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月9日火曜日午前9時から全委員が出席し、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本請願の要旨は次のとおりです。

- 1、日本赤十字社を主体とした旧備蓄医療機関制度と同等の仕組み、遠隔地の地域中核病院に対する血液供給体制向上の仕組みを鹿児島県としてつくっていただきたい。
- 2、離島地域における平時の血液融通を認容していただくことについて、鹿児島県は厚生労働省と交渉をしていただきたい。
- 3、日本赤十字社を主体とした奄美大島への血液備蓄所再設置を鹿児島県として推進していただきたい。

以上の3項目の実現に向けて、鹿児島県知事へ意見書を提出することを求めるものです。

審査において、当請願の主旨は、かつての奄美群島における日本赤十字社を主体とした備蓄医療機関制度は、季節や気象変動等による条件により交通不安定な離島医療機関における安定血液の確保のための制度でありましたが、2018年の奄美大島からの血液備蓄所の撤退後における、離島医療機関における迅速な血液供給体制の確保とともに、平時における医療機関相互の血液融通と貯蔵血液の廃棄低減対策等、今後の奄美群島離島医療体制の充実と安定化を図るという内容です。また、

2018年のドクターヘリ運航開始後、荒天、その他の事情により南3島から大量出血を伴う患者が奄美大島に搬送されていますが、2018年に奄美大島から血液備蓄所が撤退したことに対し、2023年10月17日に奄美群島全ての医療機関が賛同し、奄美大島への日本赤十字社を主体とした血液備蓄所再設置を求めています。奄美群島としても鹿児島県町村会、離島行政懇談会、群島議員大会、中央要望においても複数回にわたって再設置が要望されていますが、未だ実現に至っていない状況にあります。

審査の結果、全会一致で本請願を採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された請願の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、請願第1号、与論町血液供給体制に関する請願について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号、与論町血液供給体制に関する請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は、「採択」です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、請願第1号、与論町血液供給体制に関する請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第6 陳情第7号 令和8年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（沖野一雄議員） 日程第6、陳情第7号「令和8年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 委員長報告を行います。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第7号、令和8年度理科教育設備費等補助金予算計上についてのお願い」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月9日火曜日午前9時から、全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、本町所轄の小・中学校の理科教育環境改善のため、令和8年度理科教育整備予算の計上をお願いすること。観察実験に伴う消耗品について、十分な予算措置をすること。理科観察実験が十分に行える場所の整備と拡充に対する指導。小学校の理科実験支援員補助金予算の活用。以上の4点の陳情です。

本陳情については、現行の「理科教育設備整備費等補助金事業」の国庫補助事業を活用し、小中高の観察実験機器の充実を図るものです。理科教育について、観察・実験機器の充実した理科室での授業が重要です。使用できない古い機器や消耗品など、準備や片づけに支障がないよう積極的な予算措置をお願いするもので、「観察・実験こそ理科教育の基本」として、理科教育環境向上に努めることが必要であるとの結論に達し、全会一致で本件を採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 総務厚生文教常任委員長報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号、令和8年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、陳情第7号、令和8年度理科教育設備整備費等補助金予算計上につ

いてのお願いは、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

**日程第7 陳情第8号 商工会に対する令和8年度補助金等に関する要望書（環境経済建設常任委員長報告）**

○議長（沖野一雄議員） 日程第7、陳情第8号「商工会に対する令和8年度補助金等に関する要望書」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員） 委員長報告をいたします。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第8号、商工会に対する令和8年度補助金等に関する要望書」の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月9日火曜日午前9時から、全委員出席のもと開催し、庁舎2階委員会室で審査をいたしました。

本陳情は、商工会に対する令和8年度補助金の増額、特産品の販路開拓支援に対する補助についての要望です。

本町の地域経済は、観光業と小規模事業者がその根幹を成しており、商工会は、活力ある地域経済の発展、新たな販路開拓及び経営改善と地域商工業の振興発展を維持・強化するために不可欠な組織と認識しています。

各種事業を遂行する上で財政基盤の強化が非常に重要となることから、補助金の増額、特産品の販路開拓支援に対する補助金が必要であるとの結論に達し、全会一致で採択することと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 環境経済建設常任委員長報告を終わります。

環境経済建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。これで、環境経済建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、陳情第8号、商工会に対する令和8年度補助金等に関する要望書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、陳情第8号、商工会に対する令和8年度補助金等に関する要望書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

**日程第8 陳情第9号 学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い（総務厚生文教常任委員長報告）**

○議長（沖野一雄議員） 日程第8、陳情第9号「学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 委員長報告を行います。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第9号、学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月9日火曜日午前9時から、全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、「本町管内の学校教材備品の整備状況を調査・把握し、教材整備計画の策定と実行を一層推進すること」及び「総合教育会議等において首長と教育委員会が十分に協議・調整され、学校教材備品の安定的・計画的な整備を図ること」をお願いする陳情です。

学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程の改善を図ることが大きなテーマとして掲げられています。これを実現するためには、観察や実験、体験や疑似体験等を通じて、児童生徒が自ら考え、学びを深めることがこれまで以上に重要になると思われます。また、1人1台端末の活用が進む中で、教材備品とデジタル教材それぞれの特性を生かし、適切に組み合わせて活用することにより、児童生徒の理解が一層深まるものと考えます。

本年、保護者等の経済的負担が過重とならないよう配慮する観点から、文部科学省は各自治体に向けて「学校における補助教材及び学用品に係る保護者等の負担について」の通知を発出しました。この通知には、保護者等の負担で購入されていた教材を学校備品として整備する事例が示されるとともに、「教材整備指針」を参考に自治体が必要な教材整備を行えるよう、地方財政措置が講じられていることも明記されています。しかしながら、各々の自治体における学校教材備品の整備につい

ては財源が地方交付税交付金のため、整備予算に大きなばらつきや差が生じることが懸念されます。

以上のことから、学校教材備品の計画的な整備推進に努めることが必要であるとの結論に達し、全会一致で本件を採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情第9号の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 総務厚生文教常任委員長報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、陳情第9号、学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願いを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、陳情第9号、学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願いは、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第9 発議第4号 与論町血液供給体制に関する意見書（高田豊繁議員ほか2人提出）

○議長（沖野一雄議員） 日程第9、発議第4号「与論町血液供給体制に関する意見書」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 発議第4号。提出者、与論町議会議員、高田豊繁。賛成者、与論町議会議員、原栄徳。同じく与論町議会議員、大田英勝。

与論町血液供給体制に関する意見書を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

与論島は島外への飛行機が少なく、船舶も荒天による欠航抜港があり輸血用血液製剤の在庫を多めに持たざるを得ません。日本赤十字社が主体としていた備蓄医療機関制度は、季節などの条件により交通が遮断される離島等の医療機関のための制度でした。与論島にとって迅速な血液供給体制が最重要であり、付随する廃棄血の減少のための対策を講じる必要があります。また、本土では血液製剤は30分程度で、90%が70分以内に医療機関へ届けられますが、与論島では平均10数時間を要しています。奄美群島内での離島間血液融通もあり、島内への迅速な血液製剤入手のため、かつ、廃棄血の減少のための策を講じる必要があります。

一方、2018年に奄美大島から血液備蓄所が撤退し、対して2023年10月17日に奄美群島全ての医療機関が賛同し、血液備蓄所再設置を求めています。また、鹿児島県町村会、離島行政懇談会、群島議員大会、中央要望においても複数回にわたり再設置が要望されています。

このため、地方自治法第99条の規定により鹿児島県知事に意見書を提出しようとするものです。

以上です。

○議長（沖野一雄議員） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号、与論町血液供給体制に関する意見書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号、与論町血液供給体制に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、発議第4号、与論町血液供給体制に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長）

○議長（沖野一雄議員） 日程第10、所管事務調査報告を議題とします。

総務厚生文教常任委員会の調査の経過と結果について報告したいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることとしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、総務厚生文教常任委員会の調査の経過と結果について報告を受けることに決定しました。

総務厚生文教常任委員長の発言を許します。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 所管事務調査報告を行います。

総務厚生文教常任委員会の所管事務調査について御報告申し上げます。

当委員会では、所管事務項目に子育て支援の充実についての調査があり、課題の把握と解決のために現地調査を行う必要があると考え、総務厚生文教常任委員及び議会事務局長により、去る11月4日と10日及び18日の3日間にわたり、茶花こども園、与論こども園、ハレルヤこども園、児童発達支援センターほのぼのを訪問し、各施設の現状や課題の把握、将来の展望等をヒアリングするとともに意見交換を行ってまいりましたので、その調査内容について御報告申し上げます。

11月4日火曜日は、午前9時から9時50分まで茶花こども園、午前10時から11時まで与論こども園を訪問しました。その後、午後1時30分から2時30分までハレルヤこども園を訪問しました。11月10日は施設側の希望もあり、ハレルヤこども園を午後1時30分から2時30分まで再訪問しました。最後に11月18日午前11時から正午まで、児童発達支援センターほのぼのを訪問しました。

各施設を訪問し、現状や課題、展望等をお伺いする中で、今後取り組むべき課題と認識したものについて、以下に御報告いたします。

第1に、人手不足です。特に会計年度任用職員の場合、各家庭の生活パターンに

あわせたさまざまな勤務形態がなされていることが特徴ですが、一方で、子育て世代の職員も多く、職員自身の子供の学校行事や自身の病気等で勤務を外れると同様の事情が重なることも多く、同時期に勤務できなくなり、現場として配置調整に苦勞していることです。また、職員の高齢化や離職率の高さもあり、会計年度任用職員を募集しても満足に集まることができない等、慢性的な人員不足の状況です。

第2に、職員研修の機会確保です。保育や発達支援の質を高めるための研修は欠かせませんが、慢性的な人手不足による現場対応に追われ、そこに事務作業や教材研究などが重なると、限られた時間の中で研修の機会を確保することも一苦勞です。特に島外での研修や他施設の見学は時間も経費もかかるため、必要性は理解しながらも効果的な実施には至っておりません。

第3に、施設の適正化に向けた取り組みです。老朽化による施設修繕は適宜行っていますが、すぐに別の箇所が修繕の必要があるなど対応に追われることが多く、職員の更なる負担となっています。また、発達支援施設に必須の設備も不十分です。一方、現在整備中の第三の居場所が支援を必要とする方への的確なサポートとなるために、他の類似支援施設との兼ね合いについて継続的な検証は欠かせません。

第4に、専門職の配置と外部資源の活用です。事務作業専門の職員や臨床心理士、機能訓練士及び作業療法士などの有資格者も必要ですが、事務作業は保育士が兼務で行うことが多く、有資格者は自分たちで確保できればベストですが、その希少性ゆえ思うようにいきません。現在は、他施設の有資格者等外部資源との連携や協力により行っていますが、その後の継続的なサポートも含め、十分とは言えません。

第5に、相談窓口と支援体制の明確化です。子育て世帯の中には発達支援や知能に関する不安で検査の必要性を感じながらも、どこに相談すればよいかわからず困っていたり、公費負担対象ではないため検査の必要性を感じながらも断念する場合など、支援の網をすり抜けてしまう家庭があることです。そうならないためにも島内における相談支援窓口へのアクセスを官民網羅的に取り扱い、連携体制を構築する取り組みも重要です。

以上、各施設を訪問しヒアリングをした結果、取り組むべき課題として申し上げましたが、これらの課題が発生することになった要因は、少子高齢化による人口減や生活パターンの多様化、各家庭を取り巻く経済状況の違いなど複雑なものがあり、解決は一朝一夕にはできません。しかしながら、これらを改善することができるタイミングの1つとして、町立こども園の一元化が考えられます。今後、町当局におかれましても、一元化を見据えた取り組みがなされる場合、一元化により解決

することが可能なものの判断として今回の報告がその一助となることを期待します。また、早期に解決することが必要と判断される場合は、今回の報告をもとに積極的に解決に取り組んでいただきたいと存じます。

当委員会も子育て支援施策については、ほかにも改善すべき課題があると考えていますので、引き続き調査・研究を進めてまいります。

このたびの所管事務調査依頼に対し、茶花こども園、与論こども園、児童発達支援センターほのぼの、ハレルヤこども園の皆様の温かい御対応と実りある調査及び意見交換が行えたこと、関係者の皆様に感謝申し上げ、総務厚生文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 総務厚生文教常任委員長の発言を終わります。

-----○-----

#### 日程第 1 1 議員派遣の件

○議長（沖野一雄議員） 日程第 1 1、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第 1 2 閉会中の継続審査・調査について

○議長（沖野一雄議員） 日程第 1 2、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） これで、本日の日程は、全部終了しました。  
会議を閉じます。

令和7年第4回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖野 一 雄

与論町議会議員 吉 田 剛

与論町議会議員 高 田 豊 繁